

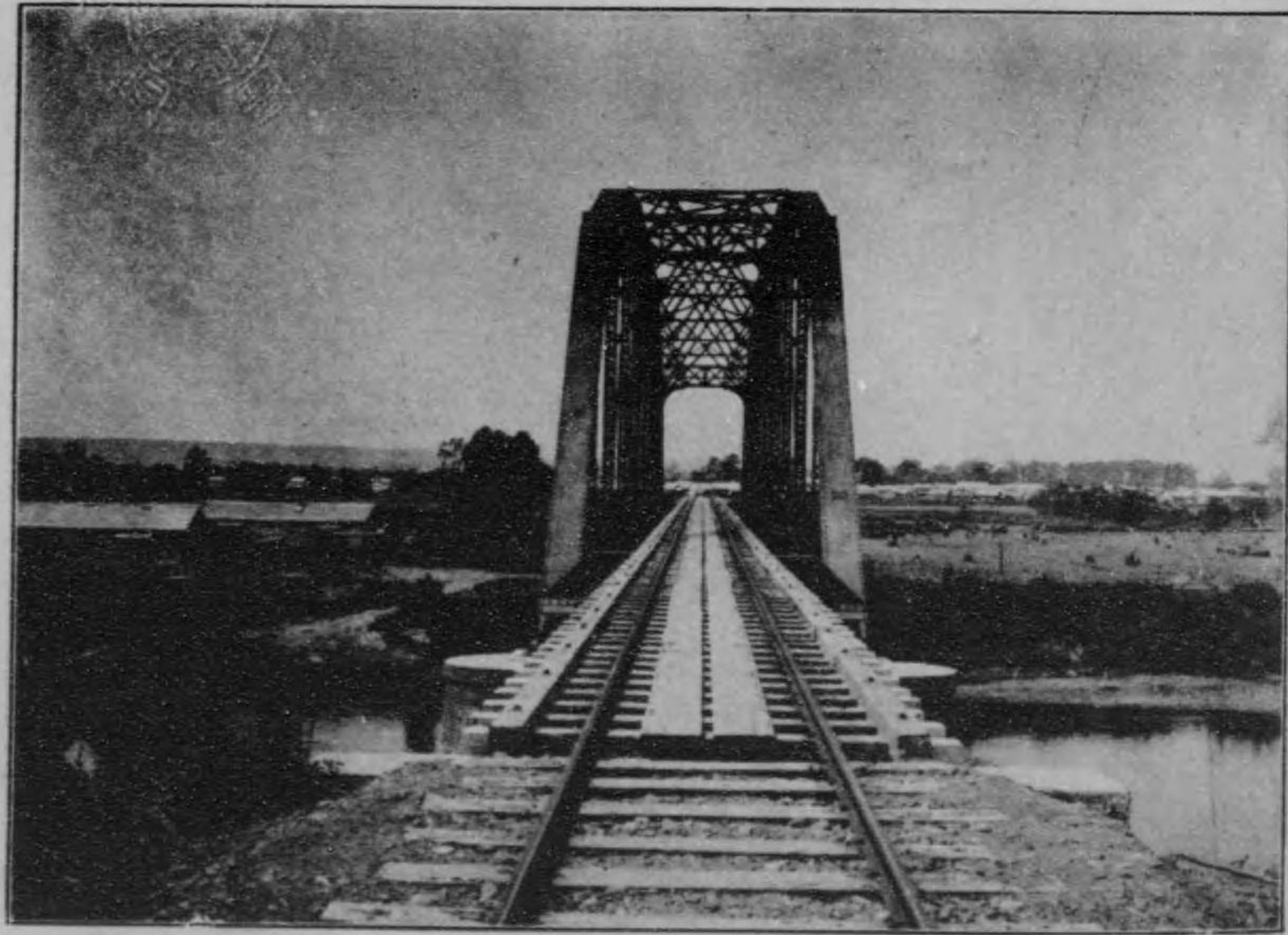
年次	預 預		貸 付	
	金	年 末 残 高	高	年 末 残 高
明治十三年	七、七三三	八、七二一	二、四六六	八、四六六
同 十四年	七、七九七	八、七二一	二、四六六	八、四六六
同 十五年	五、六九五	八、七二一	一、〇八九	八、四六六
同 十六年	五、七五三	八、七二一	七、七二七	八、四六六
同 十七年	二、六七二	八、七二一	五、四三三	八、四六六
同 十八年	一、〇七三	八、七二一	一、五〇七	八、四六六
同 十九年	一、九五一	八、七二一	一、二六八	八、四六六
同 二十年	五、七五七	八、七二一	一、四八八	八、四六六
同 二十一年	五、〇三六	八、七二一	二、〇四六	八、四六六
同 二十二年	七、〇三三	八、七二一	二、八七一	八、四六六
同 二十三年	三、〇〇六	八、七二一	六、五七〇	八、四六六
同 二十四年	一、〇九九	八、七二一	四、八三三	八、四六六
同 二十五年	一、一〇一	八、七二一	五、三三六	八、四六六
同 二十六年	一、四三二	八、七二一	六、六三三	八、四六六
同 二十七年	二、六七八	八、七二一	一、六〇七	八、四六六
同 二十八年	三、六三〇	八、七二一	一、四九三	八、四六六
同 二十九年	五、〇四一	八、七二一	二、八八九	八、四六六
同 三十年	七、三五四	八、七二一	三、六七一	八、四六六
同 三十一年	一、〇八六	八、七二一	四、〇〇九	八、四六六
同 三十二年	一、八四六	八、七二一	四、一六六	八、四六六
同 三十三年	一、四八四	八、七二一	七、九二五	八、四六六

年次	預 預		貸 付	
	金	年 末 残 高	高	年 末 残 高
同 三十四年	一、四八五	八、七二一	四、七三二	八、四六六
同 三十五年	一、八五〇	八、七二一	四、九〇三	八、四六六
同 三十六年	三、七五三	八、七二一	五、九八〇	八、四六六
同 三十七年	三、四七四	八、七二一	五、八三三	八、四六六
同 三十八年	三、三三三	八、七二一	五、三〇〇	八、四六六
同 三十九年	二、六〇九	八、七二一	七、九八三	八、四六六
同 四十年	四、三六八	八、七二一	一、〇四九	八、四六六
同 四十一年	三、六七一	八、七二一	一、五〇六	八、四六六
同 四十二年	三、八五九	八、七二一	一、六五三	八、四六六
同 四十三年	四、六八二	八、七二一	一、七五〇	八、四六六

備考 貸付金は普通貸付及當座貸越なり割引手形、荷爲替手形は調査せざる年多きを以て省く



士 別 原 野 道 路



利 別 橋 及 鐵 道

士別原野道路

原野の開拓は道路の開鑿より急なるはなし道路一度通せば未開の原野も之を開くこと容易なり此圖は明治三十五年天鹽國上川郡士別原野區畫地に於ける直線道路を撮影したるものにして當時は道路の兩側樹木蒼鬱僅に路傍に移住民の小屋を認むるのみなりしか今日其地に至れば樹木は皆伐拂はれ滿目麥籬菜畑となり牛鳴馬嘶鷄犬の聲と相和するを聞く其開拓豈迅速ならずや

利別橋及鐵道

本圖は本道鐵道釧路線中十勝國中川郡利別停車場と池田停車場との間にある利別橋鐵橋及び鐵道にして鐵道は明治三十六年四月起工し三十七年十月落成す橋の長さ三百三十五尺なり想ふに鐵道は文明の利器にして本道の拓殖開發之に依るもの實に多大なりき今や全道鐵道は六百四十五哩に達し今後又續て敷設せられんとす其延長は即ち殖殖の進歩を意味するものと見て可ならん

第十一章 交通

松前藩時代及其以前

船舶交通
の濫觴

船舶の檢
査及課税

「アイヌ」の丸木舟は之を措き本道船舶の交通は古昔冒險なる商賈水夫等か渡航して「アイヌ」と交易したるに始まりしと云ふ而して本道は陸奥國と一葦帶水を隔るのみなれば同地と交通ありしは勿論なれとも商船の往來に至りては北陸道の諸港と交通せる後に増加せるものゝ如し永正十一年武田光廣の大館後福山と稱すに移るや諸國より來る商船をして税を納めしむ又天正二十年武田季廣上の國及び知内に夷酋を置き夷地商船往來の法を定めたり

松前藩の時代に於ては他國より來る船舶は必ず福山、江差、函館の三港に入らしめ船舶の大小搭載の貨物を檢して之に税を課したり而して蝦夷地即ち場所行きの船舶は場所請負人の手船又は其雇船に限り一々免判を與へて之を許し以て他船の航行するを禁したり船舶に關する税は面役、穀役其他種々にして煩はしければ茲に記せず

三港の優劣

港灣としての三港の價値は函館を以て第一とす同處は網知らすの港にして曾て繁昌したることあるも蝦夷亂の爲めに衰微せり函館に次くを江差とし其鷗島の蔭は和船の碇繋に適せり福山に至りては風浪を遮るものなく港の名ありて港の實なしと雖も松前氏の政策により最も繁昌し船舶の出入多く之か爲め同地に於て風濤の爲め船舶屢々破壊し其損害少からざりき

本洲との航海

北陸道諸港と本道との商船の往來は漸次西方に及ぼし遂に下ノ關大阪等に達し北陸、中國の諸港と本道との交通は益々頻繁となれり之に反して東海の航運は徹々として振はす是れ此航路は夏期東風及び海霧等の害あるを以て和船時代に於ては發達すること容易ならざるによるなり

航海の季節

航海の季節は春より秋迄とす冬期は風浪荒きか爲め航路杜絶し海産物の如き往々冬圍ひとなるものあり鹽鮭、新鱈の如きは冬期江戸其他へ漕送することあるも其船は年々僅に數艘のみなりき

陸路交通の状況

本道陸地の交通は海交通よりも一層不便なり寛永九年松前藩封内の里程を定めたること舊記に見ゆるも同藩は道路の開鑿を疎にしたるを以て和人住居の地と雖も完全なる道路なく貨物の運送は重もに馬背に依りたり蝦夷地に至りては唯僅に

「アイヌ」の往來せる細徑あるのみ加之馬を飼養せざるを以て往來の不便言ふへからす是を以て和人の蝦夷地に赴くものは概ね船舶に依り偶陸を行く者と雖も海岸の難處は船にて越ゆるを例とせり

幕府直轄時代

海運の官營

寛政十一年幕府の東蝦夷地を直轄するや海陸の交通とも大に改良する所あり幕府は東蝦夷地の請負人を廢し直捌となしたれば海運も亦自ら之を取扱ふことゝ爲し雇船及び官船を以て之か用に供したり今其官船を見るに二百五十石以上千石までのもの十四艘千石以上千五百石迄のもの十一艘其他百石以下のもの數艘あり何れも幕府にて買上げ若くは大阪様似、函館等にて新に製造せるものにして船頭には長川沖右衛門高田屋嘉兵衛の如き名手あり此際に於ける海運の進歩は函館港の發運、東廻航海の増加、擇捉島航路の開闢とす然れとも船舶の破損亦少なからず海運の官營は遂に永續せずして廢止するに至れり

東蝦夷地道路開鑿

陸路は寛政十年幕吏近藤重藏かピタタヌンケ廣尾間の山道を開きしを始めとし寛政十一年禮文華様以、猿留等の山道を開鑿し東蝦夷地一帶馬足を通せしめ各處に旅

西蝦夷地
道路開鑿

宿所又通行家を建て、又各場所に官馬を備へて、旅客及び貨物の運搬に便し、又野付國後間、國後擇捉間の如きは官船を備へて交通に供せり。以上の官營は文化九年東蝦夷地の直捌を廢し、請負人を復すると同時に之を廢せるも、其業は依然請負人をして之を營ましめ、各場所の備馬は之を預託して蕃殖使用せしめたり。又西蝦夷地は文化四年幕府の直轄となるや、道路の開鑿は觀るに足るものなかりしと雖も、宗谷、天鹽、苦前、留萌へ馬を配布して之を請負人に預託せるか如き、各場所運上家か其建物を改築したる爲め、宿泊の便を増せるか如き、稍々改良する所ありき。

松前藩は其復領後、唯幕府の施設を守るに過ぎざりしか。安政二年幕府の再び蝦夷地を直轄するや、先づ西蝦夷地の交通を謀るため、場所請負人に命じ、又は篤志者の出願を許し、各所の道路を開鑿せり。即ち海岸に在りては太田山道、狩場山道、雷電嶺、稻穂嶺、岩内余市間濃晝山道、増毛山道、東西海岸の通路に在りては一ノ渡江差間、長萬部歌樂間、千歲錢函間の如き、皆此際に開きたるものにして不完全なからも皆馬足を通ずるを得るに至れり。而して馬なき場所には官牧場より之を供給して備馬となしたり。

函館奉行所の官船は僅に幕府より下附せる二艘及び函館にて製造せる西洋形船三艘を有し、以て官用品回送等に供するのみ。汽船は之を幕府に請水せるも下付せられ

安政年度
の官船

外國船

ざりき。然れども其函館にて製造せる西洋形船の構造其宜しきを得たるの一事は甚た名譽とすへき所にして、其船を以てニコライスクに航したるか如きは本邦航海史中特筆すへき事件なりとす。

安政元年米國水師提督ベルリ函館に來りて、其港を検し、開港の事定まりし。後米、英諸國の船舶漸次出入し、殊に安政六年開港後は外國船の數を増加せり。

開拓使及三縣一局時代

開拓使附
屬船

回漕業者
保護

三菱會社

開拓使は其經營の大なるに準して交通上にも亦大に力を盡す所ありたり。而して海運は最も必要なるを以て、明治二年風帆船二艘を附屬し、爾後漸次附屬船を増加し、其數前後を通して汽船十七艘、帆船十五艘に達せり。此船舶は本道の各要地に備へ、同使自ら運用し、官物は勿論一般の旅客商品を運輸するものにして、其航路は本道の内外各處に亘れり。又明治三年汽船一艘を木村萬平に託し、回漕會社を創立せしめ、營業約同六年榎本六兵衛等に資本十萬圓及び汽船一艘を貸與し、保任社を創立せしむ。榎本等又別に運漕會社を設立せり。又三菱會社は明治七年東京函館間の定期航路を開きしを始めとし、十一年函館根室間、十三年函館小樽間の定期航路を開きたり。

西洋形船の増加

從來本道の貨物は日本形船によりて輸送せられたるか開拓使時代に至り其附屬船に加ふるに郵船會社の汽船を以てし且つ明治八年開拓使は五百石積七十四噸以上の日本形船を新造するを禁したれば爾來西洋形船を製造するもの多くして開拓使の末期には西洋形船の輸送高は遙に日本形船に勝るに至れり而して是に由りて運輸の安全と迅速とを増したるのみならず冬期と雖も交通の自由を得たるを以て開拓上大なる利便を得るに至れり

官船廢止

明治十五年廢使置縣の際海運の官營は之を廢したりしか會々共同運輸會社の起りて三菱會社との競争を爲したるを以て運賃非常に低落し商賈の利益する所少ならず明治十八年兩會社合併して郵船會社となるや政府は該會社をして横濱函館間函館根室間、函館小樽間、神戶、函館、小樽間、青森、函館、室蘭間、小樽、宗谷間及び國後、擇捉、北見地方へ航海をなさしめ森室蘭間官船の航海を止めたり

道路の開鑿

開拓使は海運の便を開くと共に又陸運の便を開くに努めたり其工事の主なるものは函館札幌間の道路にして明治五年起工、同七年竣工し函館森間は馬車を通し森室蘭間は兩處に埠頭を築き船を以て連絡せり其工費總計八十四萬餘圓とす其他長萬部、壽都間、錢函小樽間を開鑿し函館小樽の街路を改修し、鶴山道の開鑿も亦十八年に

驛遞

着手せり其他小工事は枚擧に遑あらず

驛遞は明治二年場所請負人廢止の後本陣會所にて取扱ひ同五年驛遞所と改稱し多少の補助金を給し官馬を貸與し或は官馬を廉價に拂下けたり十二年函館支廳管内官設の驛遞を廢し人民の自由營業とす同年札幌、錢函小樽、七重等に陸運改良係を置き馬車馬櫓の使用を勧誘し運送の便を圖る十七年に至りて此係を廢す、札幌縣に於ては十八年驛傳取締所を設け入馬車、渡津、旅籠屋の三業組合規約を設けむ、收支相償はざる箇所のみ補助金を給し根室縣に於ては新設驛遞に起業費を貸與し別に給する所の補助金より年賦返納せしむ

鐵道

開拓使の幌内炭山を開採するや其運輸の便を圖り兼て沿道の開拓に資せんかため明治十二年小樽幌内間に鐵道を敷設するに決し十三年手宮札幌間竣工し同十六年幌内に達し全線五十五哩餘にして拓殖上に至大の利益を與へたり

郵便

明治五年始めて本道に郵便の方法を施行し先づ札幌以南に線路を開き郵便局を置き漸次各地に及ぼせり八年郵便爲替を施行し十一年郵便受取所及び貯金取扱所を設く郵便局の廢置は主務省の權内にあり

電信電話

明治五年開拓使其定額中の經費を以て電線架設の議を決し七年松前、函館、札幌、小樽

間に電信を開始し又津輕海峽に海底電線を敷設す廢使の際工部省に引繼ぎ又逓信省の所管となる十七年札幌根室間の電信線を架設す電話は十六年手宮幌内間に設けたるを以て始めとす

北海道廳時代

道路

道路は置廳の初め内部の中央に貫通し四方の支道に連絡し以て各地の交通を開かんと欲し先づ空知上川間、上川網走間、網走釧路間、札幌虻田間等を開鑿し爾後各地に及ぼせり明治三十四年に至り十年計畫成り同年より十箇年を一期とし繼續事業として約一千萬圓を投し二千二百六十三里餘の道路を開鑿し竝に橋梁を架設し排水溝を開鑿する事を定められたれば爾後其工事着々進行せしに三十七八年戰役の餘響を受け經費を節減せられて大頓挫を來たせり四十三年度に至り道廳十五年計畫成るや同年度より十五箇年間に道路橋梁費約二千五百四十六萬圓を支出せらるゝこととなりたれば今後大に觀るべきものあるに至らん

驛遞

二十一年三縣區々の制を廢し人馬繼立營業規則を定め三十三年人馬繼立所を廢して驛遞所となす現今驛遞所の制は各驛遞所に取扱人を置き官費を以て建物馬匹の

渡津

幾部若くは全部を設備し手當金を與へ旅宿と人馬繼立業、郵便繼立を兼ねしむるものにして他に人馬繼立營業者なき交通不便の地に設く

鐵道

渡津は橋梁の架設なく往來不便の地に設け通行に便ならしむるものにして手當金及び船其他設備物件を給與す

鐵道は明治十九年幾春別線敷設に着手し二十年落成し二十二年幌内鐵道と共に之を北海道炭礦鐵道會社に拂下げたり而して該會社に於ては更に室蘭より空知太に達する鐵道竝に同線路より分岐して夕張及び空知炭礦に通する兩支線の敷設を依頼し官の補助を受けて之を竣成せり爾後道廳に於ては道路測量の傍ら新に敷設すべき鐵道線路を測量し二十八年に至り北海道幹支鐵道調書を作り翌二十九年空知太旭川間を起工し又同年法律を以て北海道鐵道敷設法を發布せられ爾來該法によりて敷設に従事せり而して其豫定線の内函館小樽間は北海道鐵道株式會社に於て敷設を出願し國費の補助を得て起工し三十八年を以て全通せり其後該社並に炭礦鐵道株式會社の鐵道は皆政府に買収せられて國有となり一方には官の敷設工事は漸次進捗し今や函館小樽室蘭釧路留萌の五港を連絡し尙ほ網走線稚内線も中途迄汽車を運轉するに至れり

馬車鐵道

馬車鐵道は明治三十一年開業せる函館馬車鐵道株式會社の函館區並に湯川間を始めとし爾後數箇の會社興りて岩内小澤間、旭川近文間、札幌穴の澤間、札幌茨戸間に營業せり

補助航海

郵船會社の補助航海は依然繼續し尙ほ其航路を擴張せり其他明治三十年以後適當の資格ある者に補助金を給して函館大津間其他數海路の定期航海を開かしめたり現今本道内に於ける航路は函館網走擇捉線、函館大津線、函館瀬棚線、函館小樽線、小樽稚内線、小樽天鹽線、小樽網走線、根室近海線及び石狩川線にして何れも皆航路附近の要港に寄港せり又政府は明治三十四年大家七平に命じて日本海線を開き甲乙兩線とも函館、小樽に寄港せしめ、三十九年樺太線を開き小樽函館に連絡せしめたり

補助以外の航海

本道在籍船舶は西洋形登簿汽船百三十三隻此總噸數三萬五千噸弱、同帆船百八隻此總噸數一萬二千餘噸にして其内少許の補助航海船を除くの外は皆隨意に航運に従事し本道内は勿論、府縣及び樺太等に往來せり其他府縣在籍船舶の來るもの亦少なからず又外國との航路に就きては輸出木材の搭載船及び東亞北米間航海船等の臨時に來るものあり

主要港灣の状況

函館小樽の二港は本道航運上最も重要なる所とす函館港は函館區に於て明治二十

郵便電信及電話

九年以降三年間を以て改良工事を施し尙ほ四十三年より國費を以て工事を營みつつあり小樽港は三十年に起工せる第一期築港工事は既に竣成し四十一年より第二期の工事に掛れり其他釧路築港は四十二年に留萌築港は四十三年に着手し繼續して工事を施しつゝあり岩内港第一期築港工事は岩内町の事業として既に竣成せり」郵便局は拓殖の進歩に伴ひて漸次増設し電信線は明治二十五年に至りて本島を一週し其後千島、利尻其他數島に海底電線を敷設し又落石に無線電信局を設け、電話は三十三年函館、小樽、札幌に電話交換局を置き通話開始以來各地に之を設けて大に便利となれり

統計

道路及鐵道哩程乘客貨物各年表

年 度	道 路		鐵 道	
	線 路	乘 客	小 手 荷 物	貨 物
明 治 四 年	7,111.11	1,111	1,111	1,111
同 五 年	7,111.11	1,111	1,111	1,111
同 六 年	11,011.11	1,111	1,111	1,111
同 七 年	11,011.11	1,111	1,111	1,111

年次	日本形船數	帆船數	汽船噸數	石
明治八年	1,230	107	1,035,560	1,035,560
明治九年	1,320	122	1,177,880	1,177,880
明治十年	1,400	133	1,288,700	1,288,700
明治十一年	1,530	156	1,393,100	1,393,100
明治十二年	1,600	166	1,473,300	1,473,300
明治十三年	1,730	181	1,600,000	1,600,000
明治十四年	1,830	196	1,700,000	1,700,000
明治十五年	1,970	216	1,820,000	1,820,000
明治十六年	2,100	236	1,940,000	1,940,000
明治十七年	2,230	256	2,060,000	2,060,000
明治十八年	2,360	276	2,180,000	2,180,000
明治十九年	2,490	296	2,300,000	2,300,000
明治二十年	2,620	316	2,420,000	2,420,000
明治二十一年	2,750	336	2,540,000	2,540,000
明治二十二年	2,880	356	2,660,000	2,660,000
明治二十三年	3,010	376	2,780,000	2,780,000
明治二十四年	3,140	396	2,900,000	2,900,000
明治二十五年	3,270	416	3,020,000	3,020,000
明治二十六年	3,400	436	3,140,000	3,140,000
明治二十七年	3,530	456	3,260,000	3,260,000
明治二十八年	3,660	476	3,380,000	3,380,000
明治二十九年	3,790	496	3,500,000	3,500,000
明治三十年	3,920	516	3,620,000	3,620,000
明治三十一年	4,050	536	3,740,000	3,740,000
明治三十二年	4,180	556	3,860,000	3,860,000
明治三十三年	4,310	576	3,980,000	3,980,000
明治三十四年	4,440	596	4,100,000	4,100,000
明治三十五年	4,570	616	4,220,000	4,220,000
明治三十六年	4,700	636	4,340,000	4,340,000
明治三十七年	4,830	656	4,460,000	4,460,000
明治三十八年	4,960	676	4,580,000	4,580,000
明治三十九年	5,090	696	4,700,000	4,700,000
明治四十年	5,220	716	4,820,000	4,820,000
明治四十一年	5,350	736	4,940,000	4,940,000
明治四十二年	5,480	756	5,060,000	5,060,000
明治四十三年	5,610	776	5,180,000	5,180,000
明治四十四年	5,740	796	5,300,000	5,300,000
明治四十五年	5,870	816	5,420,000	5,420,000
明治四十六年	6,000	836	5,540,000	5,540,000
明治四十七年	6,130	856	5,660,000	5,660,000
明治四十八年	6,260	876	5,780,000	5,780,000
明治四十九年	6,390	896	5,900,000	5,900,000
明治五十年	6,520	916	6,020,000	6,020,000
明治五十一年	6,650	936	6,140,000	6,140,000
明治五十二年	6,780	956	6,260,000	6,260,000
明治五十三年	6,910	976	6,380,000	6,380,000
明治五十四年	7,040	996	6,500,000	6,500,000
明治五十五年	7,170	1,016	6,620,000	6,620,000
明治五十六年	7,300	1,036	6,740,000	6,740,000
明治五十七年	7,430	1,056	6,860,000	6,860,000
明治五十八年	7,560	1,076	6,980,000	6,980,000
明治五十九年	7,690	1,096	7,100,000	7,100,000
明治六十年	7,820	1,116	7,220,000	7,220,000
明治六十一年	7,950	1,136	7,340,000	7,340,000
明治六十二年	8,080	1,156	7,460,000	7,460,000
明治六十三年	8,210	1,176	7,580,000	7,580,000
明治六十四年	8,340	1,196	7,700,000	7,700,000
明治六十五年	8,470	1,216	7,820,000	7,820,000
明治六十六年	8,600	1,236	7,940,000	7,940,000
明治六十七年	8,730	1,256	8,060,000	8,060,000
明治六十八年	8,860	1,276	8,180,000	8,180,000
明治六十九年	8,990	1,296	8,300,000	8,300,000
明治七十年	9,120	1,316	8,420,000	8,420,000
明治七十一年	9,250	1,336	8,540,000	8,540,000
明治七十二年	9,380	1,356	8,660,000	8,660,000
明治七十三年	9,510	1,376	8,780,000	8,780,000
明治七十四年	9,640	1,396	8,900,000	8,900,000
明治七十五年	9,770	1,416	9,020,000	9,020,000
明治七十六年	9,900	1,436	9,140,000	9,140,000
明治七十七年	10,030	1,456	9,260,000	9,260,000
明治七十八年	10,160	1,476	9,380,000	9,380,000
明治七十九年	10,290	1,496	9,500,000	9,500,000
明治八十年	10,420	1,516	9,620,000	9,620,000
明治八十一年	10,550	1,536	9,740,000	9,740,000
明治八十二年	10,680	1,556	9,860,000	9,860,000
明治八十三年	10,810	1,576	9,980,000	9,980,000
明治八十四年	10,940	1,596	10,100,000	10,100,000
明治八十五年	11,070	1,616	10,220,000	10,220,000
明治八十六年	11,200	1,636	10,340,000	10,340,000
明治八十七年	11,330	1,656	10,460,000	10,460,000
明治八十八年	11,460	1,676	10,580,000	10,580,000
明治八十九年	11,590	1,696	10,700,000	10,700,000
明治九十年	11,720	1,716	10,820,000	10,820,000
明治九十一年	11,850	1,736	10,940,000	10,940,000
明治九十二年	11,980	1,756	11,060,000	11,060,000
明治九十三年	12,110	1,776	11,180,000	11,180,000
明治九十四年	12,240	1,796	11,300,000	11,300,000
明治九十五年	12,370	1,816	11,420,000	11,420,000
明治九十六年	12,500	1,836	11,540,000	11,540,000
明治九十七年	12,630	1,856	11,660,000	11,660,000
明治九十八年	12,760	1,876	11,780,000	11,780,000
明治九十九年	12,890	1,896	11,900,000	11,900,000
明治第一百年	13,020	1,916	12,020,000	12,020,000

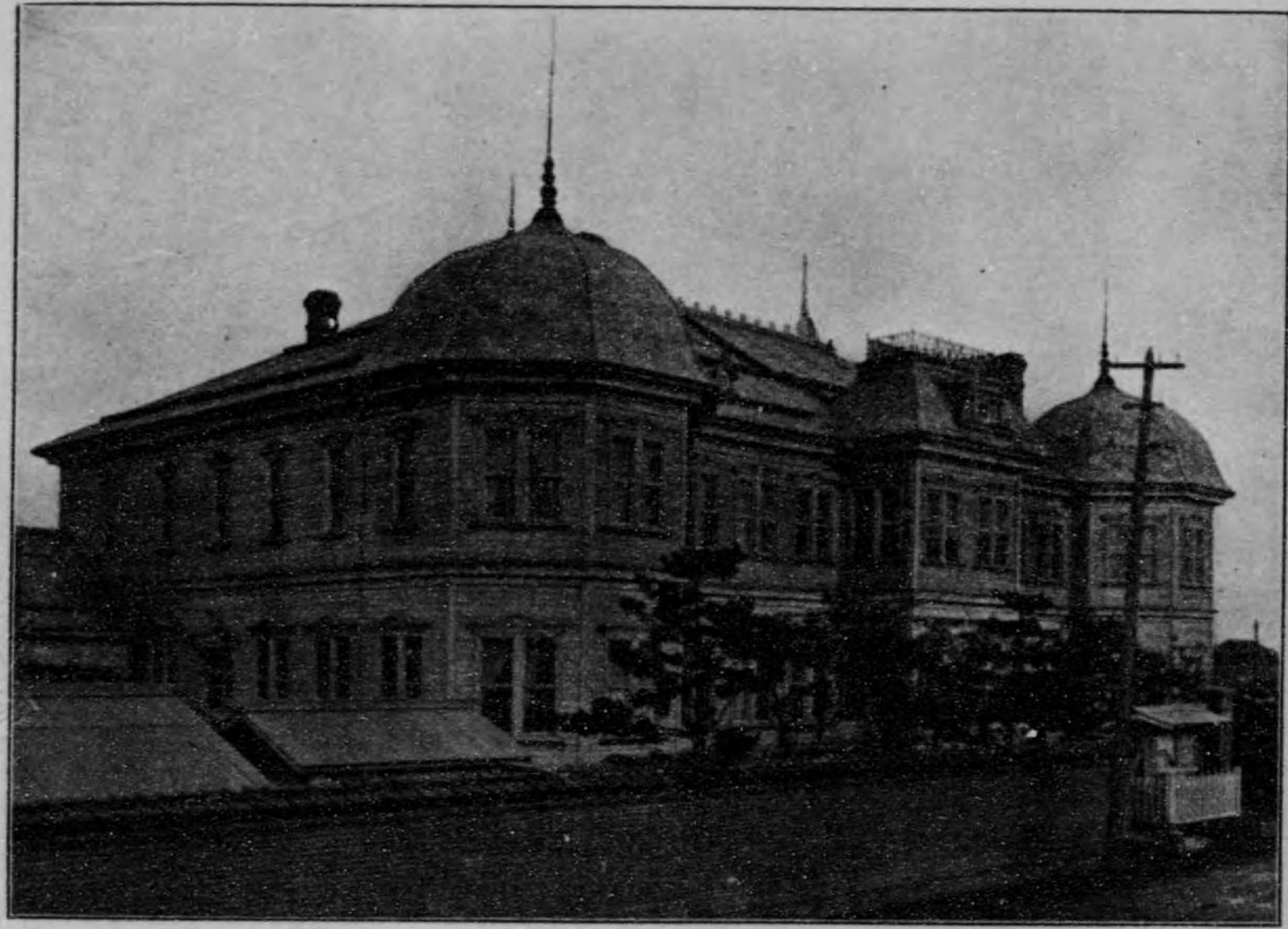
全道入港船舶各年表

年次	日本形船數	帆船數	汽船噸數	石
明治十三年	1,230	107	1,035,560	1,035,560
明治十四年	1,320	122	1,177,880	1,177,880
明治十五年	1,400	133	1,288,700	1,288,700
明治十六年	1,530	156	1,393,100	1,393,100
明治十七年	1,600	166	1,473,300	1,473,300
明治十八年	1,730	181	1,600,000	1,600,000
明治十九年	1,830	196	1,700,000	1,700,000
明治二十年	1,970	216	1,820,000	1,820,000
明治二十一年	2,100	236	1,940,000	1,940,000
明治二十二年	2,230	256	2,060,000	2,060,000
明治二十三年	2,360	276	2,180,000	2,180,000
明治二十四年	2,490	296	2,300,000	2,300,000
明治二十五年	2,620	316	2,420,000	2,420,000
明治二十六年	2,750	336	2,540,000	2,540,000
明治二十七年	2,880	356	2,660,000	2,660,000
明治二十八年	3,010	376	2,780,000	2,780,000
明治二十九年	3,140	396	2,900,000	2,900,000
明治三十年	3,270	416	3,020,000	3,020,000
明治三十一年	3,400	436	3,140,000	3,140,000
明治三十二年	3,530	456	3,260,000	3,260,000
明治三十三年	3,660	476	3,380,000	3,380,000
明治三十四年	3,790	496	3,500,000	3,500,000
明治三十五年	3,920	516	3,620,000	3,620,000
明治三十六年	4,050	536	3,740,000	3,740,000
明治三十七年	4,180	556	3,860,000	3,860,000
明治三十八年	4,310	576	3,980,000	3,980,000
明治三十九年	4,440	596	4,100,000	4,100,000
明治四十年	4,570	616	4,220,000	4,220,000
明治四十一年	4,700	636	4,340,000	4,340,000
明治四十二年	4,830	656	4,460,000	4,460,000
明治四十三年	4,960	676	4,580,000	4,580,000
明治四十四年	5,090	696	4,700,000	4,700,000
明治四十五年	5,220	716	4,820,000	4,820,000
明治四十六年	5,350	736	4,940,000	4,940,000
明治四十七年	5,480	756	5,060,000	5,060,000
明治四十八年	5,610	776	5,180,000	5,180,000
明治四十九年	5,740	796	5,300,000	5,300,000
明治五十年	5,870	816	5,420,000	5,420,000
明治五十一年	6,000	836	5,540,000	5,540,000
明治五十二年	6,130	856	5,660,000	5,660,000
明治五十三年	6,260	876	5,780,000	5,780,000
明治五十四年	6,390	896	5,900,000	5,900,000
明治五十五年	6,520	916	6,020,000	6,020,000
明治五十六年	6,650	936	6,140,000	6,140,000
明治五十七年	6,780	956	6,260,000	6,260,000
明治五十八年	6,910	976	6,380,000	6,380,000
明治五十九年	7,040	996	6,500,000	6,500,000
明治六十年	7,170	1,016	6,620,000	6,620,000
明治六十一年	7,300	1,036	6,740,000	6,740,000
明治六十二年	7,430	1,056	6,860,000	6,860,000
明治六十三年	7,560	1,076	6,980,000	6,980,000
明治六十四年	7,690	1,096	7,100,000	7,100,000
明治六十五年	7,820	1,116	7,220,000	7,220,000
明治六十六年	7,950	1,136	7,340,000	7,340,000
明治六十七年	8,080	1,156	7,460,000	7,460,000
明治六十八年	8,210	1,176	7,580,000	7,580,000
明治六十九年	8,340	1,196	7,700,000	7,700,000
明治七十年	8,470	1,216	7,820,000	7,820,000
明治七十一年	8,600	1,236	7,940,000	7,940,000
明治七十二年	8,730	1,256	8,060,000	8,060,000
明治七十三年	8,860	1,276	8,180,000	8,180,000
明治七十四年	8,990	1,296	8,300,000	8,300,000
明治七十五年	9,120	1,316	8,420,000	8,420,000
明治七十六年	9,250	1,336	8,540,000	8,540,000
明治七十七年	9,380	1,356	8,660,000	8,660,000
明治七十八年	9,510	1,376	8,780,000	8,780,000
明治七十九年	9,640	1,396	8,900,000	8,900,000
明治八十年	9,770	1,416	9,020,000	9,020,000
明治八十一年	9,900	1,436	9,140,000	9,140,000
明治八十二年	10,030	1,456	9,260,000	9,260,000
明治八十三年	10,160	1,476	9,380,000	9,380,000
明治八十四年	10,290	1,496	9,500,000	9,500,000
明治八十五年	10,420	1,516	9,620,000	9,620,000
明治八十六年	10,550	1,536	9,740,000	9,740,000
明治八十七年	10,680	1,556	9,860,000	9,860,000
明治八十八年	10,810	1,576	9,980,000	9,980,000
明治八十九年	10,940	1,596	10,100,000	10,100,000
明治九十年	11,070	1,616	10,220,000	10,220,000
明治九十一年	11,200	1,636	10,340,000	10,340,000
明治九十二年	11,330	1,656	10,460,000	10,460,000
明治九十三年	11,460	1,676	10,580,000	10,580,000
明治九十四年	11,590	1,696	10,700,000	10,700,000
明治九十五年	11,720	1,716	10,820,000	10,820,000
明治九十六年	11,850	1,736	10,940,000	10,940,000
明治九十七年	11,980	1,756	11,060,000	11,060,000
明治九十八年	12,110	1,776	11,180,000	11,180,000
明治九十九年	12,240	1,796	11,300,000	11,300,000
明治第一百年	12,370	1,816	11,420,000	11,420,000

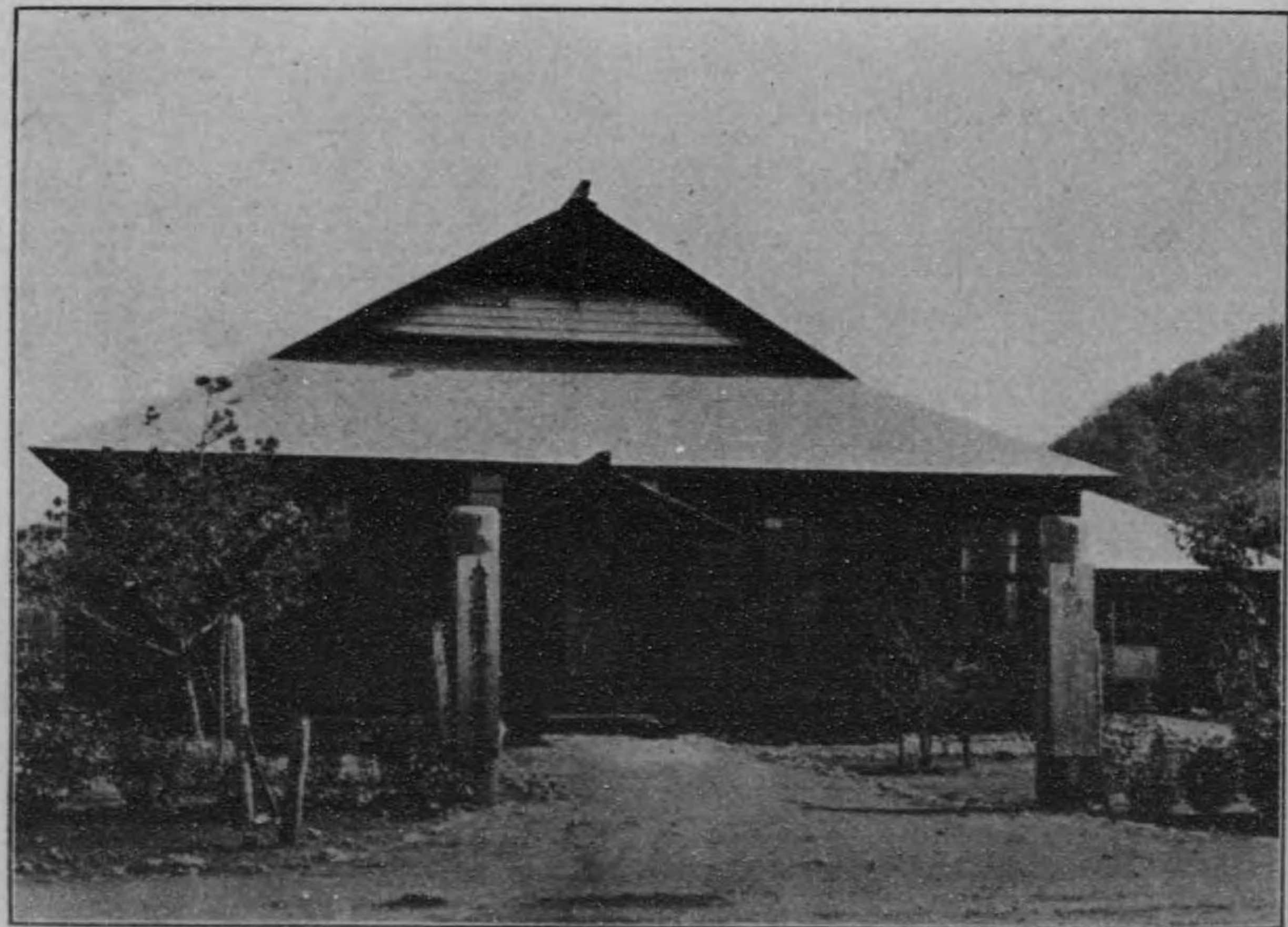
年次	日本形船	帆船(西洋形)	汽船	噸數	噸數	噸數	噸數
明治十七年	九三九	一三,四九三	一,三三三	六,四七一	三,〇七三	一,八二七	六,三三〇
十八年	八八七	一三,〇七九	一,〇〇〇	三,七七一	三,〇〇〇	一,八二七	六,三三〇
十九年	七五八	一八,三七一	一,一八三	九,六七一	三,〇〇〇	一,八二七	六,三三〇
二十年	八三三	一七,四〇六	一,一八三	九,六七一	三,〇〇〇	一,八二七	六,三三〇
二十一年	七八三	一七,八二〇	一,一八三	九,六七一	三,〇〇〇	一,八二七	六,三三〇
二十二年	七〇〇	一七,八二〇	一,一八三	九,六七一	三,〇〇〇	一,八二七	六,三三〇
二十三年	六〇〇	一三,四九三	一,一八三	九,六七一	三,〇〇〇	一,八二七	六,三三〇
二十四年	六〇〇	一三,四九三	一,一八三	九,六七一	三,〇〇〇	一,八二七	六,三三〇
二十五年	六〇〇	一三,四九三	一,一八三	九,六七一	三,〇〇〇	一,八二七	六,三三〇
二十六年	六〇〇	一三,四九三	一,一八三	九,六七一	三,〇〇〇	一,八二七	六,三三〇
二十七年	六〇〇	一三,四九三	一,一八三	九,六七一	三,〇〇〇	一,八二七	六,三三〇
二十八年	六〇〇	一三,四九三	一,一八三	九,六七一	三,〇〇〇	一,八二七	六,三三〇
二十九年	六〇〇	一三,四九三	一,一八三	九,六七一	三,〇〇〇	一,八二七	六,三三〇
三十年	六〇〇	一三,四九三	一,一八三	九,六七一	三,〇〇〇	一,八二七	六,三三〇
三十一年	六〇〇	一三,四九三	一,一八三	九,六七一	三,〇〇〇	一,八二七	六,三三〇
三十二年	六〇〇	一三,四九三	一,一八三	九,六七一	三,〇〇〇	一,八二七	六,三三〇
三十三年	六〇〇	一三,四九三	一,一八三	九,六七一	三,〇〇〇	一,八二七	六,三三〇
三十四年	六〇〇	一三,四九三	一,一八三	九,六七一	三,〇〇〇	一,八二七	六,三三〇
三十五年	六〇〇	一三,四九三	一,一八三	九,六七一	三,〇〇〇	一,八二七	六,三三〇
三十六年	六〇〇	一三,四九三	一,一八三	九,六七一	三,〇〇〇	一,八二七	六,三三〇
三十七年	六〇〇	一三,四九三	一,一八三	九,六七一	三,〇〇〇	一,八二七	六,三三〇
三十八年	六〇〇	一三,四九三	一,一八三	九,六七一	三,〇〇〇	一,八二七	六,三三〇
三十九年	六〇〇	一三,四九三	一,一八三	九,六七一	三,〇〇〇	一,八二七	六,三三〇

函館、小樽兩港船入港數各年比較表

年次	函館			小樽		
	船數	噸數	噸數	船數	噸數	噸數
明治二十八年	一,一六三	三,七九〇	三,九〇〇	一,〇七五	一,〇七五	一,〇七五
二十九年	一,一〇三	三,三〇〇	三,三〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
三十年	一,〇三三	三,〇〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
三十一	一,〇五二	三,〇〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
三十二	七九七	二,九五四	二,九五四	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
三十三	一,六四八	七,八七三	七,八七三	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
三十四	一,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
三十五	?	?	?	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
三十六	一,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
三十七	一,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
三十八	一,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
三十九	一,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
四十	一,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇



函 館 區 役 所



藻 岩 村 役 場

第十一章 交通統計

同 四十二年	同 四十三年	明 治 四十一年
二、五〇七	二、五八七	二、四九七
三、九七二	三、六三三	三、三九三
三〇七	一、九二	四、八
一、七〇七	三、五八七	四、八〇七
五、四三	三、四一五	五、〇三
三、三六四	三、九六八	四、〇七六
一、六一	四、一	一、三
五、三九〇	一、四、六一	三、二九三
三、九八	一、七	一、五
二、六〇一	一、八、三	一、七九七
五、六四	三、六	三、六九
三、四三三	三、九〇六	三、一、八、五

函館區役所

明治十二年郡區編成の際當區に始めて區役所を置き翌十三年より區町村會法に基き區會を開く降て三十二年區制を實施す而して其廳舎を建築せんとするに當り位置に關し區會に於て議論あり容易に決定せざりしか區民相馬哲平なるもの同區豊川町に其數地の寄附を申出てしより諸忽ち決し尋て廳舎を其地に建築するを得たり此圖の建物即ち是なり

藻岩村役場

本圖は札幌郡藻岩村役場にして明治四十三年五月の新築に係り其建坪六十二坪あり本村は明治三年開拓使に於て酒田縣の民三十戸を募移せしに始まり三十九年二級町村制を施行せらる、固より小村にして現在戸數四百六十餘に過ぎずと雖も村治能く整ひ多額の基本財産を有し村民の風俗善良にして農事に精勵せり穀菽蔬菜果實の産額一箇年十二萬餘圓に上れり

第十二章 行政組織

松前藩時代

松前藩の民政

松前藩は治所を福山に置き藩主の下に家老數名あり其下に町奉行、寺社奉行、沖ノ口奉行、檜山奉行、龜田奉行等を置きて民政を掌らしむ即ち町奉行は普通の民政、寺社奉行は寺社に關する事務、沖ノ口奉行は福山海關の取締及び其收税を掌り、檜山奉行は山林並に江差地方の民政、龜田奉行は函館地方の政務を分任せり而して各町村には一町村若くは數町村を兼ねて名主を設けたり

アイヌに對しては叛亂の如き大事件あるにあらざれば藩は直接之に關係せず請負人も亦アイヌを使用するの外進んで干渉する所なく彼等は各部落に乙名と稱する酋長ありて其舊慣により部落を支配せり

幕府直轄時代

寛政十一年幕府の本道東部を措置するや其初め蝦夷地御用掛を置き函館を根據と

蝦夷地御用掛

アイヌ

蝦夷奉行
箱館奉行

なし各地に屬僚を出張せしめ以て政務に當らしめたり享和二年二月戸川安論羽太正養蝦夷奉行に補し同年五月改めて箱館奉行と稱し文化四年本道西部を併せ管するに及び又改めて松前奉行となし政廳を福山に移す奉行は平常二人並ひ任し一人は江戸に一人は本道に在り奉行の下に吟味役、調役、調役並、定役、同心、足輕を置き調役以下は奉行の政廳並に蝦夷地各處に在勤し以て事務に當れり其町村の政務は松前藩の時と異ならず

松前氏復
領

文政四年松前氏復領の後は復た寛政以前の例に依りて支配し檜山奉行は既に廢せられ江差奉行を置き其地方の政務に當らしむ

安政以後
の箱館奉
行

安政元年幕府復た箱館奉行を置き竹内保徳、堀利熙を奉行に任し翌二年再び本道を直轄し同三年村垣範正を奉行に任し同時三人の奉行あり一人は江戸に一人は函館に在勤し他の一人は蝦夷地を巡視せんか爲めなり後ち減して二人となす奉行の下に組頭、調役、調役並、定役、同心、足輕を置く

奥羽六大
藩の所領

安政六年蝦夷地を割きて仙臺、南部、會津、秋田、庄内、津輕の六藩に賜ふ其所領幕府直轄の地と相交はる而して各藩皆吏を遣はし之を支配せり

開拓使及三縣一局時代

箱館裁判
所及箱館
府

明治元年四月箱館裁判所を置き嘉彰親王を總督に任す閏四月裁判所を改め箱館府と稱し清水谷公考を知事に任す知事の下に判事、權判事等を置く

開拓使

明治二年六月鍋島直正を以て蝦夷開拓總督に任し同七月開拓使を設け官等を定めて長官、次官、判官、權判官、大主典、權大主典、少主典、權少主典、史生、使掌を置き鍋島直正を長官に任す署を民部省中に開き尋て太政官中に移す蝦夷を改て北海道と稱し十一國八十六郡となし省府藩士族寺院の支配地を定む既にして東久世通禧長官に任し九月赴任し開拓使出張廳を函館及び根室に置く判官島義勇、錢函に至り假役所を設け札幌經營に着手す三年二月樺太開拓使を置く同五月黒田清隆開拓次官に任す七年七月開拓長官に任す四月小樽假役所を置き石狩、後志二國の内十六郡を管す四年四月東久世長官函館より札幌に移り開拓一切の事を總理す五月開拓使廳を札幌に置き函館根室の兩出張廳を廢し更に出張開拓使を置く八月省府藩士族寺院の支配を罷め本使に隸す又樺太開拓使を本使に合併す五年九月館縣地方當時青森縣所轄を本使に管す是に於て本道悉く開拓使に歸す同年八月官員等級を定め長官、次官、大中、少判官、正權幹事、

大中少主典、史生、使掌とし又遷卒を置く九月全道及び樺太を六大部に分ち札幌開拓使廳を改て札幌本廳と稱し、函館、根室、宗谷、浦河、樺太、五支廳を置く浦河支廳は七年五月之を廢し宗谷支廳は六年二月改めて留萌支廳となし八年三月之を廢し樺太支廳は八年領土の交換によりて廢し以後函館根室の二支廳を存するのみ明治八年十一月職制並に事務章程を定め長官は使中一切の事務を總判し所管の土地を開拓し人民繁殖警備勸業の事を掌る十二月分局章程を定め使中を分て記録、民事、會計、工業、物産、學務、刑法の七局となし局を分て課となす明治十年一月使中准陸軍武官を除くの外、大判官以下を廢し大書記官、權大書記官、少書記官、權少書記官、屬となし二月警部巡查の官等を定む、十四年七月使中局を課となし課を係と改稱す、函館稅關明治六年遷上所改稱は明治八年開拓使より分離して大藏省に屬す、裁判事務は明治七年函館裁判所を置きて司法省に屬し十五年函館控訴裁判所となし同時に函館始審裁判所を置く後札幌根室にも亦之を設く

國郡町村

國郡は明治二年に設けたるも國は行政區畫に關係なし町村は渡島國內に於ては松前藩時代より設けられ開拓使時代に廢合する所多し其他の地方は開拓使の初め命名し若しくは開拓に従ひ漸次新設せり明治五六年の交函館支廳管内の一部に大小

出張所

區郡役所

區畫を定め明治九年九月全道に大小區畫を定め大區の數を二十七となす、十二年七月郡區編制法により大小區畫を廢して郡區町村を定む
 明治三年正月厚田外八郡に各出張所を置き爾後漸次全道各所に出張所を設く又勤番所、民政局派出所等を設くる所あり明治九年出張所、勤番所、民政局派出所等を廢し分署となす、十三年分署を廢し札幌函館に區役所を、各郡に郡役所を設け區役所に區長、郡役所に郡長を置く郡役所は數郡を兼ね其所在地は石狩、小樽、古平、岩内、室蘭、勇拂、浦河、留萌以上札幌管内、龜田、森、福山、江差、壽都、久遠、以上函館管内、根室、厚岸、振別、網走以上根室管内とす後變更あり

戶長副戶長 總代人

町村には從來名主其他の役員を置きたりしか明治四年五月札幌本廳に於て之を廢し更に戶長、副戶長を置く次て函館、根室兩支廳管内亦之に倣ふ、九年六月太政官布達に基づき町村及び小區に總代人を置き十一年六月其選舉法及び總代人心得を定む小區總代人は十三年郡區編制と共に消滅し更に郡區總代人を置く總代人の職務は金穀公借、共有物取扱、土木起工の事に預るを以て本務とす此法は現今も尙ほ戶長役場所在の各村に實行せり

三縣設置

十五年一月開拓使を廢し函館、札幌、根室三縣を置く各縣管轄區域は函館縣は渡島國

一圓後志國の内磯谷歌棄、壽都、太櫓、瀬棚、久遠、奥尻、島牧の八郡及び膽振國山越郡とし、札幌縣は石狩、日高、十勝、天鹽、各國一圓後志國の内小樽、高島、忍路、余市、古平、美國、積丹、古宇、岩内の九郡並に膽振國の内虻田、有珠、室蘭、幌別、白老、勇拂、千歳の七郡及び北見國の内宗谷、枝幸、利尻、禮文の四郡とし、根室縣は根室、釧路、千島各國一圓、北見國の内紋別、常呂、網走、斜里の四郡とす、即ち開拓使本支廳區域と同一なり、三月舊開拓使物産取扱所、大阪、敦賀、派出所、北海道準備米、漁業、昆布採取資本金貸與に關する事務は大藏省に、札幌工業課諸工場、幌内、岩内、兩煤田、幌内鐵道は工部省に、殖民、山林事務、七重勸業試驗場、札幌育種場、製煉場、博物場、製網所、製粉場、農學校、同附屬農園は農商務省に、其所管を移す六月又各處の牧畜場、農桑園、農産水産製造所、札幌陸運改良事業及び官有船舶の所管を農商務省に加ふ

十六年二月農商務省中に北海道事業管理局を置く廢使後工部省所管の事業を併せ管し札幌農業、札幌工業、炭礦鐵道、七重農工、根室農工の五事務所を置く、十五年十二月函館縣區會規則を定む、十六年札幌縣總代人會施行手續を定む同五月根室縣總代人會規則、總代人心得を定む十七年六月札幌縣郡區總代人を廢す
 教育に就ては明治三年黒田清隆開拓次官となりてより意を教育に注ぎ將來學校を

大藏省及工部省所管

農商務省所管

北海道事業管理局

總代人規則の改正

教育

興し皇化を布かんとを奏上し翌年函館に函館學校を置き札幌に資生館を設けて官費の生徒を置きたるを始めとし五年東京芝増上寺内に假學校九年札幌に移し札幌並に女學校を設け七年開拓使に學務局を置き九年函館に小學教科傳習所を置き十三年師範學校となす同使の末期には學校の數官立二公立百六十六分校私立二十一に至れり三縣分治となるや更に小學教育の施設を擴張し函館、札幌に師範學校を設け小學校教則を改定し又私立函館商船學校を縣立となす當時の學校數は官公立二百一十一、私立二十三に達せり

北海道廳時代

明治十九年一月三縣を廢し北海道廳を札幌に支廳を函館、根室に置き官制を定む本廳には長官、理事官、屬警部、警部補等を置き郡區役所には郡區長、郡書記、區書記を置き監獄官には典獄、書記、看守長、監獄醫を置く長官一人、勅任一等とし理事官十人奏任とし其他定員の規定あり道廳事務を分掌する爲め第一、第二、第三、第四の四部となし尋て郡區長をして警察署長を兼ねしめ數年の後專任警察署長を置く又函館、根室兩支廳を廢す
 明治二十四年七月官制改革ありて稍々規模を縮小し長官一人、書記官二人、警部長一

道廳官制

官制改革

人、財務部長一人、參事官二人となし、事務を分掌する爲め内務部、警察部、財務部、監獄署を置く、三十年十一月又改正し規模を大にし長官一人、事務官專任五人、警部長一人、支廳長若干、參事官三人、警視二人、技師二十四人、典獄一人等を置き、事務を分掌する爲め内務、殖民、財務、警察、鐵道、土木の六部及び監獄署を置き郡役所を廢し支廳を置く三十一年十月又官制中の一部を改正し事務官專任二人、參事官二人、警視一人、技師十人に減し事務の分掌を内務部、殖民部、警察部、監獄署となし別に北海道鐵道部官制を設く三十四年更に土木部を設く

三十八年四月又官制を改革し長官、事務官、支廳長、警視、技師、屬視、學、警部、技手、通譯を置き廳内を第一、第二、第三、第四、第五、第六の六部に分ちて事務を分掌す四十三年五月改めて内務、勸業、警察、拓殖、土木の五部となす

明治二十三年御料局札幌支廳を置かれ後帝室林野管理局札幌支廳と改む、二十八年第七師團を、三十年函館要塞大隊を置く、三十八年鐵道事務を道廳より鐵道院に移し後北海道鐵道管理局を置く、二十八年樺戸、空知、釧路の三集治監及び網走、十勝の二分監を道廳より内務省直轄に轉し三十六年司法省に屬し各集治監を廢して樺戸、十勝網走の三監獄を置く、三十年札幌稅務管理局を置き各稅務署を統轄す、四十年函館專

現今施行官制

道廳以外の新設諸官衙

區制

一級町村制

二級町村制

戶長役場

衆議院議員

賣支局を置く、其他函館海事局後海軍部と改稱す札幌遞信管理局札幌鑛山監督署、日高及び十勝の種馬牧場、釧路及び上川の軍馬補充部支部、月寒種畜牧場、長萬部種馬所等は皆當時代に設置せらる

區制は三十年五月勅令を以て發布せられ三十二年一部を改正して同年十月之を函館、札幌、小樽に實施せらる其後三十四年復た一部の改正あり

一級町村制は三十年發布せられ三十三年其一部を改正し同年七月先づ大野村外十六箇町村に施行す三十四年及び三十九年該制の一部を改正す目下施行地四十一箇町村なり

二級町村制は三十年發布せられ三十五年全部を改正し四月六十二箇町村に實施し三十九年又該制の一部を改正す現今施行地百三十箇村なり

區制町村制未施行地は舊制に據り依然戶長役場を存し總代人を置く是れ其程度未だ町村制を施行する迄に進歩せざるに由る目下其村數百六十五、役場數五十五あり」明治三十三年衆議院議員選舉法改正に伴ひ北海道選出議員の數を定め先づ兩館札幌、小樽の三區に實施せられ次て三十六年勅令を以て三區の外に實施せられ三十七年の總選舉以來千島を除き全道一般選舉に參與す選出議員數は三區各一人郡部三

人、合計六人とす

第十二章 行政組織 統計

明治三十四年北海道會法、北海道地方費法等を發布し同年四月より實施せらるる北海道會は各選舉區より選舉せる議員を以て之を組織し其議員數は三十五人にして道會の職務權限は法律勅令に別段の規定あるもの、外北海道地方費の歳入歳出豫算及び北海道地方税の課目、課率を議決し決算の報告を受くるものとす

更に教育事業に就きて概言せんに置廳の初め小學教育の程度を低くし都會地の小學校の外は總て簡易科學校となしたりしか數年の後復た舊に復し爾後拓殖の進歩と共に著しき發達をなし又三十四年地方費法を實施せらるるや爾後中學程度の學校を數多建設し今や大小の教育機關概ね備れり即ち官立には東北大學札幌農科大學、小樽高等商業學校、廳立には師範學校中學校四校尙ほ本年二高等女學校四及ひ種々の實業學校五あり小學校は公立高等尋常小學校二百十八同分教場四十六尋常小學校九百四十三、同分教場三十あり小學兒童の就學歩合は百人に付九十八人八分五厘なり

統計

支廳及町村表 明治四十五年三月現在

札幌支廳 (札幌區北二條 西五丁目)		函館支廳 (函館區元町)		檜山支廳 (檜山郡江差町 大字中歌町)		後志支廳 (虻田郡俱知安村)	
一級町村	二級町村	一級町村	二級町村	一級町村	二級町村	一級町村	二級町村
豐平村、石狩村、厚田村、濱益村、當別村、江別村	札幌村、手稻村、白石村、廣島村、篠路村、琴似村、藻岩村、惠庭村	大野村、上磯村、福山町、福島村、七飯村、森村、八雲村	新篠津村、千歲村、蘭越村、烏樺舞村、長郡村	江差町	乙部村、熊石村、久遠村、瀬棚村、泊村、厚澤部村、上ノ國村、奥尻村、太樺村、東瀬棚村、利別村	平田内村、貝取淵村、長磯村	西島牧村、東島牧村、歌葉村、黒松内村、南尻別村、前田村、發足村、小澤村、神惠内村、俱知安村、島野村、泊村、東俱知安村、眞狩村、狩太村、高島村、朝里村、大江村、鹽谷村、赤井川村、入舸村、余別村
町村制未施行地	町村制未施行地	町村制未施行地	町村制未施行地	町村制未施行地	町村制未施行地	町村制未施行地	町村制未施行地
				政治村、湯別村、樽岸村、熱郭村、作開村、			

第十二章 行政組織 統計

空知支廳 (空知郡岩見澤町)		上川支廳 (上川郡旭川町 三條通十丁目)		增毛支廳 (增毛郡增毛町 大字永壽町)		宗谷支廳 (宗谷郡稚內町 大字稚內村)		網走支廳 (網走郡網走町 大字北見町)	
一級町村	岩見澤村、沙川村、角田村、長沼村、新十津川村、深川村、沼貝村、栗澤村、瀧川村	一級町村	旭川町、東旭川村、鷹栖村	一級町村	增毛町、留萌村、羽幌村	一級町村	稚內町	一級町村	室蘭町、伊達村
二級町村	由仁村、三笠山村、歌志內村、蘆別村、登川村、月形村、一巳村、秩父別村、音江村 江部乙村、浦白村、幌向村	二級町村	市川村、永山村、比布村、當麻村、愛別村、士別村、劍淵村、上富良野村、神樂村、神居村、名寄村、上名寄村	二級町村	苦前町、鬼鹿村、燒尻村、天賣村、初山別村	二級町村	鬼脇村、仙法志村、鷺泊村、杏形村、船泊村、香深村、宗谷村、枝幸村	二級町村	能取村、網走町、藻琴村、清滑村、上湧別村、下湧別村、野付牛村、紋別村
町村制未施行地	北村、雨龍村、北龍村	町村制未施行地	美瑛村、下名寄村、下富良野村、南富良野村、占冠村	町村制未施行地	天鹽村、幌延村、遠別村	町村制未施行地	能取村、網走町、藻琴村、清滑村、上湧別村、下湧別村、野付牛村、紋別村	町村制未施行地	美幌村、杵端邊村、古樺村、活汲村、達羅村、釧木倉村、斜里村、蒼瑠村、止別村、朱圓村、遠音別村、常呂村、少牛村、端湯村、大茶苗村、手師學村、瑠椏村、沙留村、雄武村、興部村、澤木村、幌內村

室蘭支廳 (室蘭郡室蘭町 大字札幌通)		浦河支廳 (浦河郡浦河町 大字浦河村)		河西支廳 (河西郡帶廣村 大字下帶廣村)		釧路支廳 (釧路郡釧路町 大字真砂町)	
一級町村	室蘭町、伊達村	二級町村	浦河町、荻伏村、西舍村、杵白村、三石村、樺似村、幌泉村、門別村、靜內村	二級町村	帶廣町、上帶廣村、伏古村、幸震村、賣賣村、芽室村、音更村、大津村、浦幌村、豐頃村、洞寒村、幕別村、茂寄村	一級町村	釧路町、厚岸町
二級町村	虻田村、辨邊村、苦小牧村、安平村、厚真村	二級町村	平取村、紫雲古津村、荷葉村、二風谷村、荷負村、長知內村、幌去村、貫氣別村、荷葉摘村、大狩部村、葉柄村、受乞村、元神部村、比字村、泊津村、高江村、去童村、姉去村、萬揃村、滑若村	二級町村	人舞村、屈足村、押帶村、勇足村、幌蓋村、頁履村、鎌侶村、本別村	二級町村	濱中村
町村制未施行地	幌別村、登別村、鷺別村、輪西村、千舞籠村、元室蘭村、壯瞥村、鶴川村、井目戶村、萌別村、生鹽村、似灣村、果標村、穂別村、邊富內村、社臺村、敷生村、白老村	町村制未施行地	去村、萬揃村、滑若村	町村制未施行地	人舞村、屈足村、押帶村、勇足村、幌蓋村、頁履村、鎌侶村、本別村	町村制未施行地	烏取村、昆布森村、跡永賀村、仙鳳趾村、白糠村、庶路村、尺別村、差別村、足寄村、利別村、螺灣村、舌辛村、徹別村、蘇牛村、飽別村、熊牛村、塘路村、虹別村、弟子屈村、屈斜路村、太田村
町村制未施行地	室蘭町、伊達村	町村制未施行地	去村、萬揃村、滑若村	町村制未施行地	人舞村、屈足村、押帶村、勇足村、幌蓋村、頁履村、鎌侶村、本別村	町村制未施行地	根室町

根室支廳

(根室郡根室町
大字常磐町)

町村制未施行地

齒舞村、友知村、沖根婦村、瑠璃瑠村、沖根邊村、婦羅理村、別海村、平絲村、野付村、西別村、走古源村、厚別村、標津村、伊茶仁村、茶志骨村、忠類村、蕨別村、崎無異村、植別村、泊村、東湧村、米戸賀村、秩別村、大瀧村、留夜別村、斜古丹村、紗那村、有萌村、別飛村、留別村、振別村、老門村、内保村、丹根崩村、藁取村、乙今牛村
外に支廳直轄(得撫郡、新知郡、占守郡)

地方費及戸口負擔額各年表

年種別	年種別		年種別	年種別	
	人戸金口數額	地方稅		其他收入	合計
三十四年度	總額	六三三,九三三.〇〇〇	八〇〇,四四三.〇〇〇	七三三,四三三.〇〇〇	一,五三三,八七六.〇〇〇
	一人平均	三三.七	七.六	一.二	三二.五
三十五年度	總額	六八七,七四三.〇〇〇	八二七,六六三.〇〇〇	七五八,八三三.〇〇〇	一,五八六,一五九.〇〇〇
	一人平均	三三.八	七.四	一.二	三二.六
三十六年度	總額	七六五,二二〇.〇〇〇	七六六,二四三.〇〇〇	一,五六一,八三三.〇〇〇	一,五二〇,〇〇〇
	一人平均	三三.九	七.五	一.二	三二.六

年種別	年種別		年種別	年種別	
	人戸金口數額	地方稅		其他收入	合計
三十七年度	總額	七七五,五〇〇.〇〇〇	九〇〇,〇〇〇.〇〇〇	八〇〇,〇〇〇.〇〇〇	一,七〇〇,〇〇〇.〇〇〇
	一人平均	三三.九	七.五	一.二	三二.六
三十八年度	總額	八三三,四六三.〇〇〇	九三三,七九三.〇〇〇	一,七三三,三三三.〇〇〇	一,七三三,三三三.〇〇〇
	一人平均	三三.九	七.五	一.二	三二.六

備考 此表は皆決算に據る▲其他收入とは財産收入、國庫下渡金、雜收入、國庫補助金、國庫補給金、寄附金、財産賣拂代等の如き稅外の收入を云ふ

區町村費及戸口負擔額各年表

年種別	年種別		年種別		年種別		年種別
	人戸金口數額	總額	町上ノ内	二級	町上ノ内	總額	
三十八年度	決算	六八八,八九三.〇〇〇	三九四,〇二七.〇〇〇	五一九,四三七.〇〇〇	二九九,六六四.〇〇〇	一,一三〇,〇〇〇.〇〇〇	三,九七三.〇〇〇
	一人平均	三三.七	九.九	二.六	二.六	一,一三〇,〇〇〇.〇〇〇	三,九七三.〇〇〇
三十九年度	決算	八四三,三七二.〇〇〇	五七九,七六一.〇〇〇	八三三,三〇六.〇〇〇	一,四八四,七四七.〇〇〇	一,四八四,七四七.〇〇〇	三,九七三.〇〇〇
	一人平均	三三.八	二二.七	二二.七	二二.七	一,四八四,七四七.〇〇〇	三,九七三.〇〇〇

年次	學齡兒童數	就學兒童數	中級學步合	小學校數	教員數	在籍兒童數	區町村小學校區町村教育費	區町村教育費在籍兒童一人當
四十三年度	一三、四三三	一〇、九〇六	八、二二三	九二	二、三三三	九、九七三	八、六八七	八七〇七
四十二年度	一三、四三三	一〇、九〇六	八、二二三	九二	二、三三三	九、九七三	八、六八七	八七〇七
四十一年度	一三、四三三	一〇、九〇六	八、二二三	九二	二、三三三	九、九七三	八、六八七	八七〇七
四十年度	一三、四三三	一〇、九〇六	八、二二三	九二	二、三三三	九、九七三	八、六八七	八七〇七

備考 此表は一般特別兩會計を併合す▲四十三年度豫算は追加及び更正の分を含みます▲月口は各年度の曆年末現在に依る

區町村小學校教育狀況年次對照表

年次	學齡兒童數	就學兒童數	中級學步合	小學校數	教員數	在籍兒童數	區町村小學校區町村教育費	區町村教育費在籍兒童一人當
三十三年度	一三、四三三	一〇、九〇六	八、二二三	九二	二、三三三	九、九七三	八、六八七	八七〇七
三十四年度	一三、四三三	一〇、九〇六	八、二二三	九二	二、三三三	九、九七三	八、六八七	八七〇七

年次	學齡兒童數	就學兒童數	中級學步合	小學校數	教員數	在籍兒童數	區町村小學校區町村教育費	區町村教育費在籍兒童一人當
三十五年度	一三、四三三	一〇、九〇六	八、二二三	九二	二、三三三	九、九七三	八、六八七	八七〇七
三十六年度	一三、四三三	一〇、九〇六	八、二二三	九二	二、三三三	九、九七三	八、六八七	八七〇七
三十七年度	一三、四三三	一〇、九〇六	八、二二三	九二	二、三三三	九、九七三	八、六八七	八七〇七
三十八年度	一三、四三三	一〇、九〇六	八、二二三	九二	二、三三三	九、九七三	八、六八七	八七〇七
三十九年度	一三、四三三	一〇、九〇六	八、二二三	九二	二、三三三	九、九七三	八、六八七	八七〇七
四十年度	一三、四三三	一〇、九〇六	八、二二三	九二	二、三三三	九、九七三	八、六八七	八七〇七
四十一年度	一三、四三三	一〇、九〇六	八、二二三	九二	二、三三三	九、九七三	八、六八七	八七〇七
四十二年度	一三、四三三	一〇、九〇六	八、二二三	九二	二、三三三	九、九七三	八、六八七	八七〇七
四十三年度	一三、四三三	一〇、九〇六	八、二二三	九二	二、三三三	九、九七三	八、六八七	八七〇七

附

錄

北海道起業成功事績

伊達邦成主従

開拓使の初め奥羽の士民團結して本道に移住するもの多し其成績の最も優良なるを膽振國有珠郡に於ける伊達邦成主従と爲す邦成は舊仙臺侯の支族にして互理の地三萬石を領す明治維新の後封祿を削られ復た家臣を養ふ能はず明治二年蝦夷地開拓の廟議ありと聞き家宰田村顯允と謀り移住を請願し八月許可せられ有珠郡を以て其支配地と定めらる是に於て顯允を以て開拓執事と爲し十月航して有珠に至り形勢を視察し事業を計畫し先づ第一期移住者を六十戸とし其標準を定む左の如し

- 一、戸主は夫婦移住すること、獨身者は移住を許さず父子兄弟同居するものは此限にあらず
- 一、醫師及大工、木挽、桶屋、鍛冶等具備すへき事、但し漁師兩三名募集すへき事
- 一、家族多きものは其半を分ち移住せしむるも差支なき事

- 一、士族は身分一級を進め卒は士に進め奨励する事
 一、移住後一箇年の飯米を準備すへき事

十二月晦日邦成家臣一同を菩提所なる大雄寺に集め誓て曰く此舉一は國家の爲に盡くし一は各自をして安堵せしめんか爲なり然れとも兵後窮乏事業容易にあらず祖先傳來の寶器悉く之を賣却して其費に充てんとす各自亦之に準すへし開拓の業たる長日月に亘るを以て家族相依るを要す宜しく一家を擧げて同盟に加はるへし大業一度躓かは臍を嚙むとも及はざらん各自其れ奮勵せよと衆感激せざるなし三年一月顯允上京し官に請ひて汽船を寒風澤港に回航せしめ南京米を横濱に購ひて之を搭載す邦成移住者二百二十人を率ゐる寒風澤港を發し四月室蘭に着し老幼婦女を會所に託し壯丁を率ゐて有珠郡紋籠もんづつに至り露宿三日樹を伐り草を刈り茅屋を作り然る後老幼婦女を移し開墾に着手せり八月第二回移住者男女七十二人到着す是歲其業に慣れざると播種の期後れたるとにより作物の成熟甚た悪しく僅に蘿蔔馬鈴薯等を收穫したるのみ因て復た南京米を横濱より購入して食に充つ四年春邦成歸郷し第三回移住者男女七百八十八人を伴ひ來る荷物を搭載したる船舶後るゝと數十日之か爲め其間器皿なく寢具なく農具の如きは交るゝ之を執り或は月夜

を以て開墾するものあるに至る是歲春秋の間糧食缺乏し馬鈴薯蔬菜を食して生命を繋ぎ粒食せざること數旬終に木實草莖を探りて飢を凌ぐに至り開拓使に嘆願して米七百石、金三千九百五十圓を借り以て窮を救ひ冬期は壯者隊を成し近郷道路の築造及札幌の工事に出發を爲し以て家族を養ひたり同年邦成虻田郡の増支配を命ぜらる八月省府藩士族の本道支配地罷免につき土地人民を開拓使に引繼くへきの命あり十一月顯允上京し第四回移住者に關し請願する所あり五年三月男女四百六十五人官船に搭して出發す偶々金華山附近に於て暗礁に觸れ船底破壊し修繕十日にして再び航し來る五月邦成其土地人民を擧げて開拓使に致す起業の初より茲に至る迄費す所實に金三萬六千六百六十一圓、米二千九百四十石なり而して邦成顯允は共に開拓使出仕に補して有珠郡室蘭郡等移住民の取締を命せられ移住者は規程によりて三年間の扶助を得、一同協心戮力して事業の進捗に努め教育所を設け神社を祀り病院を建て農具を改良し牛馬を飼養し果樹を栽植し又永年社と稱する一社を結び扶助米金の贏餘を積みて資本となし社中に融通し且つ救済の資に供せり成績斯くの如くなるを以て引續き郷里より移住する者あり即ち六年には五百六十人、七年には百十四人、十三年には三百五十六人尙ほ其後三々五々相携へて來住するものあ

り九年太政大臣三條實美の本道を巡視するや邦成及顯允を召して褒状を賜ひ十四年邦成從六位に叙せられ同年内國勸業博覽會に於て邦成は名譽一等賞牌、顯允は協贊一等賞牌を授與せらる願るに開拓使時代に於ける本道の開墾事業は實に困難にして試験的の性質を帯ひ其成否殆ど知るへからず是を以て之に従事する者概ね失敗に終りたるに邦成華胄の身を以て斷然荒漠無人の境に入り其舊臣亦數多移住し千艱萬難の間主従協和し遂に當初の目的を貫徹し以て本道開拓事業の必ず成就し得べきことを江湖に示したり其功洵に偉大なりと謂はざるを得ず二十年顯允叙位せられ二十五年邦成華族に列し男爵を授け從五位に叙せられ三十三年町村制施行の際有珠郡の六村を合せて一村と爲し伊達村と稱す

伊達邦直主従

邦直は舊仙臺侯の支族にして岩出山に采地一萬四千六百四十石を領せり明治維新の後蝦夷地開拓の議ありと聞き舊臣と共に移住せんと欲し同族伊達邦成と謀り書を按察府に上り又舊臣吾妻謙をして政府に上請せしめ石狩國札幌、空知二郡の内を支配に定めらる三年二月渡道し開拓使廳の吏員と共に小舟に乘し石狩川を溯り土

地の割渡を受け地形を探り土質を検して歸れり然れども其地は石狩河口を距る四十餘里、交通不便にして薄資のもの、到底奏功し難き所なるを以て更に厚田郡望來の地を請ふ聽かれず同郡聚富の地を請ひ始めて許可を得たり四年二月吾妻謙をして東京に至り回漕會社の附屬船を雇ひ寒風澤港に至らしめ三月邦直男女百六十一名を率ゐ岩出山を發し同港より乗船して勇拂海に向ふ海霧眼濛誤りて幌泉海に赴く轉して勇拂に至りしに暴風に逢ひて上陸すること能はず終に室蘭に至れり當時室蘭は開港以前にして札幌迄の道路未だ成らず聚富まで陸行五十餘里、行歩艱難を極め米鹽の如きは之か陸送に堪へざるを以て有珠郡の住民に貸與し什器は帆船を雇ひ函館を経て石狩に回漕せり四月五日聚富に到着す郷里を發せしより此に至る二十六日、是に於て漁舎三棟を借り之に居り樹を伐り草廬を結び七八町歩を開墾して種子を播せり然れども其地海に近く地味不良にして發育美ならず更に石狩を距る數里にして當別あり土壤肥沃なるを聞き吾妻謙等之を踏査す途中方位を誤り露宿三日遂に達せず更に出發して其地に至り之を検するに果して聞く所の如し因て移轉の議を決し此地の貸與を請ひて許さる然れども移民日に益困弊し或は其議を阻むものあり幸に開拓使石狩出張所廳舎建築の舉ありしを以て移民は之を受負ひ

資金の餘裕を得て茲に志氣を挽回するを得たり同年九月邦直岩出山に至り移住を獎勵せしに人皆移住地の僻遠にして到底事の成らざるを恐る百方説諭して僅に百八十餘名を得たり謙上京して事情を開拓使東京出張所に開陳し官費移住の恩命を受け五年二月寒風澤港より庚午丸に搭載して發す航行數時暗礁に觸れ衣服器什の如きは海水に潤ひ爾後三十餘日を経て石狩に達せり四月新舊移民中の壯者先づ當別に入り邦直の廬を中心とし各自舊來の身分に應じ順次之を離れて土地を分配し榛莽を披き終に蕎麥、蘿蔔等を播種し又草屋を結ひ新雪將に降らんとするの時老幼を此に移せり其戸數九十一人口三百六十なり前年刈分けしたる小徑ありて石狩に通すと雖も險阪あり濕澤ありて殆ど馬足を通すること能はず運搬極めて困難なるを以て當別川の流水を剪除し纔に丸木舟を通す石狩川は河舟の稍大なるものを以て回漕し河水氷結の期に先ち冬期數箇月を支ふへき糧米を輸送して各戸に分與せり且つ春來播種せしもの一として秋實あらざるなく之か爲め人皆此土を愛するの念を生したれば聚富にて開墾せし土地十餘町歩及草屋三十餘棟は之を廢棄せり是より先き本道省府藩士族支配地を廢し邦直も亦支配を免せられ此歳土地人民を開拓使に引渡せしか五月以後規程の扶助を給與せらるゝことゝなれり邦直か明治二

年より茲に至る迄投せし所の資金一萬餘圓となす而して邦直支配罷免の後尙ほ移民を統率し吾妻謙等と謀り洋種の穀類、蔬菜を耕作せしめ生徒を官園に遣はし牧畜種藝の業を學はしめ官給扶助料の一部を蓄積して事業の資に供せしめ養蠶を勤め學校を設け又資金を官に借りて石狩新道を開墾せる等盡す所少なからず明治十一年開拓長官黒田清隆當別を巡視し尋て邦直及謙を札幌に招き移住以來の功勞を賞す從來本國の舊臣等皆開拓其地を得ざるを疑ひ且つ航路の屢々危難に罹りたるに移住後の困難尋常ならざるを聞知し喋々開拓の非を論難し爲めに彼我交通を絶つもの七年の久しきに及ひしか是に至りて開拓の事業稍々其緒に就きたるを以て十二年一月邦直自ら岩出山に赴き舊臣五十餘戸、二百五十餘名を募り四月當別に著し之を對雁新道路に配置せり十四年八月 陛下御巡幸に際し邦直及謙を札幌行在所に召され左大臣熾仁親王より移住以來開墾其他の景況御訊問ありて優渥なる御言葉を賜はる二十四年邦直卒す二十五年孫正人祖父の功を以て華族に列し男爵を授けらる顧るに開拓使の初め本道の開拓を企圖せしもの皆困難に遭遇せざるなしと雖も邦直主従の如く甚しきものなし然かも主従其心を一にし能く之に耐へて粉骨精勵遂に偉業を成す當時開拓を言ふもの必ず有珠、當別を並稱して一般の模範

廣島村

石狩國札幌郡廣島村は廣島縣人和田郁次郎等の移住開拓したる所なるを以て名づく郁次郎は同縣沼田郡段原村の人夙に北海道開拓の事に志し有志を團結して移住せんと欲し明治十五年家を其義弟に譲りて渡航し渡島後志膽振石狩の諸國を跋涉し情況を調査して歸り有志を誘導せしも會々同縣人の先きに根室地方に移住せるもの其成績不良なりとの報縣地に盛なりしかは人々疑懼の念を懷きて應ずるもの少なし十六年四月郁次郎は同志谷川左衛門なる者と再び渡航し各地を視察し終に札幌郡ツキツツ月寒村の内字シフンベツより島松に至る間の原野を相して一村を開くべき地と爲し先づ百萬坪を豫定地として出願許可を得たり是に於て本國の同志村上源九郎外二名を招き是歲十二月下旬其地に入り風雪を冒し木を伐り草を刈り翌年四月迄に茅屋十棟を結ひ又札幌室蘭間の道路に達する二里の細徑を開き以て同志の來るを待ちたり同年五月新移の民十四戸並に前移民の家族來着し相獎勵して輪厚川の水を引き灌漑溝を設け田畑十六町歩を開墾せり七月又七戸來住し合計二十

五戸男女百餘名となる是歲氣候甚だ不良にして結霜早く加之播種の期後れたりしかは終に何等の收穫をも見る能はず一同固より薄資にして此凶作に逢ひ復た如何ともする能はず僅に轉籍移住手續により家作料農具料種子料として毎戸金二十圓を下賜せられ以て一時を凌さしも冬期に至りては最早凍餒を凌ぐの術なく衣類を札幌に送りて質入をなし古俵を購ひ來り之を解きて繩を緇ひ蓆を編み炭スゴを作り又壯者は角材を探り或は炭焼に雇はれ非常の苦辛を嘗めて纔に活路を開き少許の資本を餘すを得たり十八年札幌縣より穀種其他種子の下附を受け二十餘町歩を作りしに是歲氣候普通にして田畑共に相應の收穫あり移民稍々愁眉を開くを得たり郁次郎等以爲らく人心を安んずる時は神佛の力に頼るに若かずと因て此秋假に社を建て天照大神を祭り又札幌西本願寺別院より僧侶を聘し説教をなさしめ終に説教所を設け僧侶を常住せしめ傍ら兒童に讀書算術習字を授けしめたり又鄉國人のみを以て此土を開く事の難きを知り廣く他の移民を募り先づ一萬坪を配當して成功したる後更に相應の地積を配當することゝしたりしかは十九年福井縣民五戸二十一人此地に入り二十年岩手縣民等二十戸七十人此地に轉住し爾後年を追ひて移住するもの多く又郷里よりも陸續渡來するに至れり而して處々に排水灌漑の溝

渠を設け道路を通し橋梁を架し校舎を築き社寺を建て孜々經營至らざる所なく又前後數回に貸付を得たる數百萬坪の地は悉く公平に移民に分配して其宜しきを得たり明治二十六年北海道廳長官親しく此地を視察し島松大曲間の地を合せて一村となし名つけて廣島村と稱し戸長役場を設け郵便局を置く二十七年官郁次郎が年來の功を賞せられ藍綬褒章並に銀盃一組を賜はる三十五年二級町村制を施行す目下戸數九百九十三、人口六千三百三十八、風俗敦厚にして産業發達し村治亦圓滿なるを以て本道模範村落の一に數へらる

北越殖民株式會社

明治十七年新潟縣人大橋一藏、三島億次郎等北海道開拓の有利なるを聞き共に來りて各地を跋渉調査し歸國して同志數輩と圖り本道企業の大計畫を立て、資金の募集に着手せり然れども當時本道農業の實況を知るもの少なくして之に應ずるもの稀なりしを以て應募額五萬圓を以て資本となし十九年二月一藏等數名再び渡航し地を石狩國空知郡幌向村に相し一社を設けて北越殖民社と稱す未開地一千町歩の貸付を受け毎年農民二百戸を移して開墾し二百戸を移了する毎に保護金一萬圓の

下付を得んことを北海道廳に出願して許可を得たり是に於て同年新潟縣に於て移住者を募る其契約要領左の如し

- 一、新潟港より移住地迄の旅費其他の費用は之を本社より貸付す
- 一、移住地到着の上は家屋一棟及携帶せし農具の外必要の器具を現品にて貸付す

一、食料として一戸に付米麥折半十石を標準とし人員に應じて之を貸付す

- 一、貸付する所の實費半額を本社の負擔とし半額を移住者移着後五箇年目より向十箇年間に返済せしむ

一、一戸に付凡そ五町歩を配當し三箇年以内に墾成せしむ

- 一、土地墾成の後其地の半を移住者に無償分與す但し負債償還の義務を果さざる間は所有權を與へず

一、移住者は移住地へ送籍證を携へ永住す

- 一、本社に於て契約の責任を履行する能はざる場合は社費を以て移住者を原籍地に復歸せしめ且つ相當の損害を償還す

右の如くして移住を勧誘せしも應募者甚た少なく同年僅に十戸を得たるのみ乃ち

之を幌向原野の内江別太（つぎ）の地に移す偶々島根縣の農民七戸移住し資力乏しくして困難しつゝありしかは之を保護して其地に入らしめたり然るに移民開墾に拙く事業進捗せず一藏等又以爲らく移民募集の結果不良なるは本道の事情周知せられざる爲めなり若かす速に之を知らしむるの方法を探らんにはと乃ち道廳に請願して樺戸郡月形村字知來乙（ちらいごう）に於ける集治監用の既墾地二百四十餘町歩の拂下を受け二十年新潟縣より契約労働者二百餘名を雇入れ尙ほ月形村附近に於て農民數十名を雇ひ耕馬數十頭を使役し大農法によりて耕作せり然も準備に時日を要して播種の期後れ且つ労働者の不熟練等により收穫意の如くならず加之火を失して貯藏せる大麻を烏有に歸せしめ却て一大損失を招き事業將に頓挫を來さんとす一藏百方周旋し一方道廳に請ひて五千圓を借り二十一年新潟縣に於て移民數十戸を募り之を知來乙及札幌郡江別村字野幌（のぼろ）に移せり此内獨立移民（一切社の保護を受けず全地墾成す十餘戸あり二十二年二月一藏死去し事業の擔任其人を缺き將に瓦解に陥らんとす此時に當り社員關谷孫左衛門は該縣北魚沼郡長たりしか衆の推す所となり其職を辭して本道に來り一藏の後を繼ぎて社長となり經營に盡力し野幌に於て未開地三百七萬坪の貸付を出願し翌二十四年新潟縣より百十五戸を募り移し從來江別太に

ありし本社を野幌に移せり是時移民總數二百八戸に達す曩に道廳と契約せし如く毎年二百戸の農民を移住せしむるは實際會社の爲し能はざる所なるを以て現在移住者に對し毎戸五十圓の補助を請ひ特別を以て一萬四百圓を給與せられ契約を解除せられたり又先に失敗せし知來乙の地は之を社員笠原文平に讓渡せり二十四年野幌貸付地の隣地二百萬坪の貸付を受け爾後小作人は多く本道に於て募集するごとくなし小作法を改めて從來の保護を廢し毎戸配當五町歩の内其半に對しては一反歩に付開墾料二圓五十錢を給し歟下年期三年を與へ他の半を成墾の後小作人に分與することとなす此頃より本道移住者増加し小作を希望して入場するもの漸く多し二十六年八月更に樺戸郡浦臼村字晚生（おそき）内に於て百五十萬六千餘坪の貸付を受け翌二十七年より開墾に着手す同地の小作法は毎戸一萬坪を配當し四箇年以内に墾成せしめ其地の三分の一を分與し餘の三分の二に對して一反歩に付金二圓五十錢の開墾料を給與するにあり斯くて事業進歩し四十三年迄に以上の各地皆成功して付與を受け其地積合計二千二十町歩餘其内契約に基づきて小作人及び獨立移民に讓渡せる地積六百三町五畝一步を差引き一千四百餘町歩は會社の所有となる創業以來投資九萬二千餘圓なり抑も當會社は移住民に對し土地分與の法を探りしを

以て移住民は皆自作兼小作者となりて他農場に於けるか如く純然たる小作者と同じからず従て土着の心堅くして事業進捗し一般に共同の精神に富み殊に野幌に於ては四十四年三月二宮尊徳翁の遺法によりて報徳會を組織し其基本財産として耕地三十町歩を有し基礎鞏固なり風俗亦善良にして租税の如きは滞納者なきを以て四十四年二月所轄支廳より其成績を表彰せられたり尙ほ會社の營業報告を見るに四十三年度現在資本金十萬圓内拂込金五萬圓にして益金は小作料九千三百三十七圓弱、雜收入六百七十六圓餘、合計一萬十三圓餘、租税、俸給、排水費、寄贈金等諸支出を差引き三千五百圓年七分を株主に配當せり會社多年の勞苦もまた空しからすと云ふへし

北海道造林合資會社

北海道造林合資會社は石狩國札幌郡手稻村字輕川（かたがは）にあり明治三十一年十月の創立にして元の北海道廳技師林務課長田中壤、嘉納久三郎等の主唱に出で資本金を十五萬圓とし國有未開地數筆の貸付を受け爾來拮据造林に努め且つ種苗の販賣を爲して着々成功せり四十二年七月資本金を増して三十萬圓となす其事業地は手稻村及

小樽郡朝里村に跨り前は石狩原野及海に面し東は發寒川（はつさま）西は朝里川を以て國有林と界し後は御料林及國有林に接し山麓には札幌小樽間の鐵道あり其現在總面積所有地七千九百二十六町四反五畝歩外に約千町歩の貸付地を有せり經營の概略を記せんに造林部に在りては栽植樹種は落葉松、白楊樹の二種を主とし町嚙に整地して苗木を移植す而して其初は整地並に新植後の下刈に數多の勞費を要せしか新植地に藁蓋間作の法を試み好結果を得たり即ち一反歩の藁蓋種子收穫五斗價格四圓にして收穫費種子料約二圓を差引くも尙ほ二圓の利益あり之か爲め大に經費を節約せしむるを得て事業進捗せり又防火は其最も力を致せる所にして防火線の延長實に三萬七千五百九十九間に達し線内には「クロバー」「チモシー」等牧草を混播し地質の之に適せざる所には白「クロバー」を播種せり而して一反歩に於ける牧草の收益は毎年約一圓に及へり斯くの如くして三十二年以來栽植せし所の樹數三百數十萬本に達し其外天然林の手入即ち老惡木を伐採して重要樹種の稚壯木を助長せしめ若くは適當の母樹あるときは落葉荆棘等を除去して自然に下種發生せしめ以て森林を造成せる面積千六百七十三町歩に達せり又種苗部に於ては現在苗圃十一箇所、地積三十四町八反歩を有し明治三十三年以來種子を播種し苗木を養成して自己の造林

部に供給し同時に一般の需要に應じて販賣せり四十三年迄の總販賣高は落葉松苗木九百九十一萬餘本、白楊苗木百七十九萬餘本、各樹種子八十六石四斗五升に及び本道の造林事業を助けたること少なからず且つ「ヤマナラシ」「ドロノキ」「ポフルスニグラ」等の養苗に關し種々の試験を重ね發明する所少なからず現今社員は笠原文平、植村澄三郎、宮腰定作、半田庸太郎、金子元三郎、笹原貞治、大瀧甚太郎、大島六郎外二十四名にして支配人近藤新太郎は最初より社業を擔當して功勞あり之を要するに本社のおきは夙に前途を達觀して大造林を計畫し幾多の困難を排して着々成功し廣く一般の模範となりしものにして其功績少からすと謂ふへし

三重縣團體

三重縣團體の本道に移住せるもの數個、其内石狩國空知郡幌向村字バンケンソーカにあるもの成績最も良好なり團體民の郷里は主もに伊勢國津市宇岩田村にして同地の有志板垣實夫移住を發起し明治二十六年三十戸の團體を組織し先づ壯者を率ゐて渡道し空知郡幌向原野を相し二箇所に於て貸付地豫定存置の許可を受け直に其地に入りて事業に着手せり同年五月實夫歸國せるに岩田村以外の者にして加入を

申込む者多かりしかは團體員を増して百戸となし更に土地を出願し二十七年二十八年に全部移住せり其内バンケンソーカに入りたるもの七十七戸なりバンケンソーカは江別停車場の南東四里にあり當時固より道路なく江別より小舟に乗り江別川を溯り更に細流に入りて達する有様なかりしか二十七年秋附近の移住民と謀り此間の道路を刈分け橋梁を架して纔に陸路の交通を開きたり又移住地は濕地にして喬木及蘆葦繁茂せしかは共同して排水道路を開鑿し以て開墾に便にする等困苦する處多く二十八年七月團體員を十組に分ち組頭十名を置く十一月説教所を新築す二十九年二月團體員中始めて商店を開くものあり九月社殿を建て天照大神の分靈を伊勢より奉遷して祭典を執行す又小學校を私設し教員を雇ひて子弟を教育す開墾は二十七年毎戸平均一町七反歩を墾し相應の收穫あり爾後年々開墾し三十年より三十三年に至るの間に何れも成功して附與を受け漸次馬匹洋犁等を購入して盛んに耕作をなし餘裕を以て家屋を改築し倉庫を新築し或は土地を購入し着々發展せり風俗は質素にして能く職業に精勵し又互に親和して規約を守り集會には酒を用ひず唯元日及氏神の祭禮に神酒を頒つのみ妄りに負債をなすを戒め商店より通帳を以て借ることを禁し而して租税の如きは期日に後れすして之を納付するを常と

す團體移住戸数は初め七十七戸にして其後種々の事情により他に轉住したるものなきにあらすと雖も附近の人民にして團體に交際を求め團體員同様の風儀を守るもの數十戸に及ぶを以て今は實際百二十戸の組合と謂ふも可なり願るに團體員か郷里より携帶したる資産は僅少にして餘裕あるもの少なく甚たしきは僅に旅費を辨し得たるのみ然るに今や各戸平均耕地約八町歩を有し馬匹農具家具等善く整備し家屋倉庫等亦郷里に勝るもの少なからず村役場郵便局巡査駐在所村醫小學校神社寺院及商店鍛冶屋等は團體地及其接續地に在りて不便を感せず而して生計裕かなるを以て復た過度に身體を勞働するを要せず精神も亦慰安を得て糊口の爲に心配するか如きことなし之を従前郷里に於ける状態に比すれば遙に優良なることを俟たざるなり

東豫團體

愛媛縣宇摩郡中之庄中曾根豊岡の三村の人民五十五戸石狩國雨龍郡北龍村字パンケホロマツに移住す之を東豫團體とす初め中之庄村の人宮崎春吉地方人民の生計漸次困難に赴くを見て北海道移住を企圖し二十七年十月渡航して石狩國の諸處

を視察し歸りて熱心勸誘する所あり遂に五十五戸の團體を組織し推されて其總代人となる二十九年四月第一回移住者三十戸郷里を出發し坂出港より乗船し小樽港に上陸して瀧川に至る然るに團體員の出願地は他の先願者と衝突したるの故を以て許可せられず五月に至りて始めて現住地の貸付豫定存置を得たり然れども農耕の時期既に切迫したるを以て團體員は同郡深川村菊亭農場の一部を借りて食料に供すへき穀菽を作り七月に至り壯者を擇抜して貸付地に至り小屋掛其他移住の準備を爲さしむ其地雨龍川中流の右岸に位し未だ徑路なく樹木鬱蒼行歩容易ならず第一日は小川畔に露宿し第二日は大雨の爲め假小屋を作りて凌さしも米を炊くと能はず遂に空腹のまゝ寝に就き今に其地を「噴」はす小屋と云ふ 第三日纔に貸付地に入るを得て或は樹上に攀ち或は丘上に登り以て地勢を察し然る後各戸の土地を配當し掘立小屋を造りて引上げたり斯くて秋期に至り收穫を得るや之を携へて全部貸付地に入り冬期専ら伐木に従事せり三十年四月郷里に残れる團體員二十戸移住し共に開墾に精勵して平均一戸八反歩以上を作りしと雖も鼠害の爲め收穫極めて少なく越えて三十一年は一般米價の暴騰に會し頗る困苦の狀に陥りたり春治及中田善八等相謀り一同を慰撫督勵し又私金を投し南京米を購入して各戸平均に分配し一日一人

米三合に野草「フキ」等^{ヲキ、ソラビ}を混したるものを以て常食と定む前年郷里より携帶せる資金を以て馬を購入したるもの六戸ありしか亦之を賣却して食費に充つ而して専心開墾に従事し一戸平均二町五六反歩を作りしに秋期豊收を得て食料に不足なきに至りしのみならず藝藁を賣却して相應の收入あり始めて愁眉を開くを得たり是歲十月春治病みて歿す春治稟性温良正廉にし剛毅堅忍能く團體の爲めに盡瘁し極めて徳望あり其歿後長男萬太郎推されて總代人となり又父の素志を繼ぎて盡力す三十二年開墾の業一層進捗し藝藁を賣却して少なからざる収入を得たり因りて農馬を購求するもの十五戸に及ぶ爾後馬匹の數年を逐ふて増加す此秋團體員協力して多度志に達する道路を開墾す四十三年伊勢參宮講を組織し團體員各戸毎年二圓を醸出し抽籤法により當籤したるもの三名をして伊勢の神廟に參拜し且つ歸郷して祖先の墓に展せしむ三十四年醸金を以て教育所を建設し子弟を就學せしむ同年より三十五年に跨り團體員皆貸付地を成功して付與を受け日露戰役の際には軍事公債に應募したるもの二十四名に達せり爾後益々順境に向ひ更に附近に於て未開地の貸付を出願し或は他より購入するものあり今や各戸平均所有地約六町歩に達し家屋の如きも漸次改築或は新築し又倉庫を建てしもの少なからず而して前に記

せし伊勢參宮者か毎年郷里に立寄り成功の狀を語るにより之を羨望して移住するもの年々四五戸あり此等の移民は又皆此團體に入り其規約を奉するを以て今や團體は膨脹して約七十戸の部落を成すに至れり人情敦厚にして勤儉を守り能く一致協和して善良の風儀を維持し税租公課の如き其納付を怠るものなし以て本道模範團體の一に數へらる

旭農場合資會社

石狩國上川郡美瑛村^{びえい}にあり明治二十七年八月の創立にして出資總額六萬圓小林直三郎其業務を擔當す直三郎は二十三年北米に遊學し英領加奈太に在り農牧事業を研究視察し之を本邦に起さんと欲し親戚知己に謀り合資會社を設けて直ちに來道し美瑛村^{當時神樂村に屬す}字ベベツトに於て畑目的二百八十餘町歩、牧場目的百六十餘町歩の貸付豫定存置を受け同二十八年三月先づ小作人を兵庫縣下に於て募集せり其小作法は渡航費、小屋掛料、農具費及米味噌等を貸與し五町歩を配當して開墾小作せしむるにあり然るに其募集を周旋屋に依托したりしに周旋屋は只人數を集むるに過ぎずして更に其人物の撰擇に注意せざりし爲め移住せる小作人三十餘戸多くは其

人を得ず渡道後徒に苦情を唱へ或は事務所に來襲する等誠實起業の意志なく直三郎百方其慰撫に努めたるも更に功なく同年六月遂に退去者十八戸を出すに至れり直三郎米國の實驗に基づき貸付地に草原地多きを以て新墾犁と馬匹を購入し盛んに新墾をなせしに小作人等は其開墾の進捗を見て羨望措く能はず交々馬耕器械の貸付を要求せり茲に於て其要求を容れ同年九月耕馬及開墾器械購入貸與規則を設け四戸を一組となし馬は之を日高地方に求め農具は之を札幌に購ひ之を各組に貸與して開墾せしめたり此方法は頗る小作人を満足せしめ開墾の成績著しく進歩したり爾來本道に於て小作人を募集したるも當時交通尙ほ不便なりしを以て間々退去するものありしか約二十餘戸の小作人は絶えず農場内に現住せり然れとも彼等は土着の心尙ほ薄く飲酒賭博等の惡風行はるゝを以て之を矯正せんと欲し三十一年十月更に旭農場共同貯蓄規定及申合規約書を作り之を實行せり其方法は農場より土地若干を無償貸付し小作人は共同して之を耕作し其収入を貯蓄し以て天災疾病等に對する救済に備へ併せて共同事業の資本に充つるにあり又管理人は夜自ら小作人の子弟を教育する等小作人に對して懇切なりしかは爾後弊風漸く改善して復た退去するものなく次第に小作人の數を増すに至れり三十五年灌溉溝を開鑿し

て水田を開きしに其結果良好にして二百八十餘町歩の畑は水田となり大に生産を増加せり三十七年更に旭農場仁里會なる信用組合を組織せしに其成績良好にして今や會員百七十人貯金一萬圓に達せり又四十三年二月會社と小作人と協同して旭農場集會所なるものを建設し其一部には通俗文庫を置き僧侶の説教所女子の裁縫場青年の夜學會等に充て又時々名士を招聘して講演會を開き以て智徳の涵養を圖れり又牧畜事業は南部雜種牝牛四頭を買入れ札幌農學校より「ホルスタイン」牝牛一頭牝牛二頭を購入し牛舎を建築し牧草を播種し爾來蕃殖改良に努め三十一年旭川市街に生乳の販賣を開始し大に聲價を博したり三十三年農場に接續せる丘陵地六百三十餘町歩を放牧地の目的を以て貸付許可を受け四十一年全地成効して付與を受けたり而して其地の一部は又小作地として畑に墾成し其餘を以て放牧地に充つ現今農場内の小作人は總數百八十戸にして兵庫、富山、石川諸縣より移住せしもの多く毎戸馬匹洋犁を所有し米、裸麥、燕麥、小麥、小豆、大豆、黍、蕁、藁等を耕作し何れも相應の收穫ありて生計裕かなり農場の畜牛數は現在七十餘頭あり其牛乳は多く旭川町近文支場より市街に供給し其殘餘は本場に於て「バター」に製造し東京地方に輸出せり現今會社の資産は土地、建物及家畜を合せて約十八萬圓、一箇年の収入は小作料及畜産

福島縣團體

本團體は石狩國上川郡東旭川村字ペーバンにあり旭川町を距る五里ペーバン川中央を貫流し地味概して肥沃なり此團體の郷里は福島縣伊達郡太田村にして水田少なく畑多く桑樹を栽培して養蠶を主業とせり村長菊田熊之助熟々同村の情勢を察し將來を考へ村民の一部を北海道に移住せしむるを得策なりとし二十九年自費を以て本道を視察し歸りて其開拓事業の有望なるを説き移住を勧誘せしに之に應ずるもの續出し百二十八戸の團體を組織するに至れり是に於て熊之助は同年十二月再ひ渡道し現住地を撰定し百九十二萬坪の豫定存置の許可を受けて歸郷し團體員の希望に依り村長の職を辭して共に移住するに決し三十一年四月壯者五名を伴ひ先發して現在地に入りたり當時東旭川兵村より三里の間は鬱蒼たる森林天を覆ひ數尺の熊笹繁茂して人跡未だ通せざりしかは各般の困難名狀すへからず尋いて團體中五十二戸百七十三人到着せしか交通不便のため携帶荷物遲着し爲めに起臥の不便を來し又假小屋は連日の降雨に雨水の浸漏を來すあり且つ地方物價貴く白米

の如き一升五十錢に至りたれば移住者の生計忽ち困難に陥りたり因りて資力あるものより融通をなし或は近村に出稼きし其賃錢を以て僅に生計を立たりと雖も之か爲め開墾の事業進捗せず而も其の内専心開墾に従事したるものは五反乃至一町歩を作りたりしも秋期に至り各地一般の大洪水は均しく此地方を襲ひ收穫皆無の慘狀を呈したり斯くの如くにして困難の上に困難を重ね或は衣類を典して雜穀を購ひ或は蕨、蕨等を採用して常食を補ひ辛うして露命を維きしも翌三十二年に至りては困窮其極に達し爲めに素志を沮喪して離散せんとするものあり熊之助備さに慰撫獎勵して僅に事なきを得たるのみ同年移住すへき團體員は初年移住者の窮狀を聞き出發を躊躇するもの續出し其移住するもの二十餘戸に過ぎず同年蠶を飼育せしに天候不順にして又失敗に歸し而して開墾事業は壯者の出稼者多きか爲め進捗せず其作付反別の如きは平均一戸一町歩内外に止まれり幸に第七師團兵營建築の下請負をなし又團體地に通ずる道路開墾の工事ありたれば之に出勞し相應の賃錢を得て稍々安きを得たり三十三年各戸一町五反歩乃至三町歩を耕作し粟、稻、黍、其他のものを合せ概ね一箇年間の食料を收穫し茲に始めて愁眉を開くを得たり此歲始めて教育所を設く又十數戸の新移住者あり三十六年同地山野に密生せる熊笹に

夥しき結實ありしを以て一同之か採取に努め食用に充用せり三十七年以後順境に向ひ年々開墾耕作反別を増加すると共に多少の餘裕を生し從て居小屋を修築し或は耕馬農具を購入して面目を一新し移住者又從て増加す四十二年に至り團體員共同して灌溉溝を掘鑿し水稻耕作の計畫を立て今や水田反別百二十餘町歩に達したり要するに此團體は移住の初め非常の辛苦を嘗めたるも能く之に耐へて成功を遂げたるものにして現今總戸口七十三戸、四百五十二人、所有地五百十餘町歩貸付地百三十三町歩を有し其耕作反別四百三十町歩、一戸平均約六町歩に達す作物の種類は米、裸麥、大小豆、馬鈴薯等にして一反歩收穫高は米二石裸麥一石六斗、大豆一石五斗、小豆一石、馬鈴薯四十俵を普通とす且つ養蠶を副業とするもの多くして相應の收入あり是を以て生計概ね裕かにして貧困なるものなし風俗は善良にして皆能く勞働に耐へ生活質素にして勤儉を旨とし公課の納付を怠らす吉凶相慶弔し又貯蓄組合及青年會等の設あり上川支廳管内の模範團體と稱せらる團體長菊田熊之助温厚寡言始終誠意を以て團體の爲めに盡瘁し衆の重する所なり

赤心株式會社

赤心株式會社は日高國浦河郡荻伏村に在り其起原は岡山縣人加藤清徳なる者夙に北海道開拓の業を起さんことを企圖し兵庫縣士族鈴木清と共に同盟者を糾合して各自一箇月金五十錢の積金を爲し十箇年六十圓の株金を醸出して資本に充て一社を組織し赤心社と稱し明治十三年八月之が設立の認可を得總會を神戸に開き清を社長に清徳を副社長に選任し同年九月清徳渡道し開墾地を浦河郡西舎村に相し翌年四月廣島兵庫二縣の移民五十餘名を募り移住せしめたるに始まる當時航海不便にして一行函館に淹留便船を待つこと二十餘日に及び携帶せる農具什器等は之を他船に托し移民は官船弘明丸に依りて同年五月浦河に着せり偶々船中惡疫に感染するものありて蔓延十數人の患者を出せるも地方に醫師なく遠く之を札幌より招きて治療を施すの慘狀を呈せり又一面には住するに家なく壯夫は夜を日に繼ぎ林木を斫り葭葦を刈り草廬を結ひて辛うして雨露を凌きたるに農具及什器等を積載せる汽船は暴風の爲め千島に漂着せりとの報に接する等其困難名狀すへからざるものあり同年七月下旬社長鈴木清實地視察として渡米せるに何ぞ圖らん移民は四散して僅に七反歩の開墾地と農民二名を留むるのみ清乃ち奮然起て札幌に急行し耕牛五頭器械數點を購ひ一面農事教師の派遣を官に請ひ離散せる移民を集め激勵

して開墾に従事せしめ更に榛莽の地を巡檢し元浦川沿岸原野の適地たるを認めたるも管理上有爲の人物を得るの必要を感じ同年十一月を以て神戸に歸り百方其人を求めて得ず偶々澤茂吉の本擧を贊し入社するに遇ふ以て其管理に當らしむ同十年四月茂吉全戸を提げ愛媛兵庫廣島三縣の移民男女八十餘名を率ゐて元浦川に來着し西舍を第一部元浦川を第二部と定め開墾の實績を擧ぐるに努む是より先き副社長加藤清徳其職を辭し十六年茂吉代りて副社長となる十七年兵庫縣人二十名を移住せしむ會々府縣商業界の不振甚しく之が爲め株數は減して三分の一となり資金缺乏し耕牛は屠りて肉を鬻かざるを得ざるの悲境に陥りしか茂吉は毅然として動かす督勵具に至り移民亦克く此窮難に耐へたり札幌縣令之を聞知し特に茂吉を縣廳に招き金八百五十圓を賜はり其社の多年開墾に従事し精勵怠らず遂に百二十餘町歩を開墾したるを賞し尙ほ益々社業を振作擴張すべき旨を達せらる十九年地方物價の均一を缺くを憂ひ薄資を集め澤儀平を主任として商店を浦河町に開設し社員の商品取次を兼ね現金定價の販賣を營む之が爲め地方の物價を一變し信用を博し衆庶其便を得たり此歲經營の方針を農牧混同業の制に革め又小作法を設け社有の荒蕪地を開墾せしめ其十分の四を社有とし十分の六を小作者の所有と

なさしむ二十年牧畜經營の爲め更に牧場地の貸付を受け牧牛を購入して其蕃殖を圖る二十四年以降は専ら守成の方法を取り貸付地の墾成と牧畜とに力を盡し二十五年株式會社に改め二十六年墾成地を株主に配當せり是に於て株主として移住したる者は各々獨立經營を爲すに至れり同年栗樹林十町歩を成功し且つ西洋梨苹果樹等を植栽せり二十七年福井縣大野郡の移民十數戸を入れて小作せしむ爾後同縣人の移住する者多し二十八年牧柵を増設し排水溝を開墾し小作の戸數を増加せり二十九年大豆を現品にて輸出するの不利なるを以て醬油釀造業を開始し販路を擴張して日高國一帶の需用に充て三十年三石郡サカキ舞村に商店を開き地方に便益を與へたること少なからず爾來農業牧畜の改良商業製造業の整理發展に努め益々隆運に向ひ社員に墾成地を配當分與したる外に社有の耕地反別五百四十九町歩餘小作人七十一戸植樹地六十町三反歩牧場一千三百四十八町歩牧草地一百五町歩穀菜畑三十町歩木柵延長一千八百二十九間厩舎其他の建造物三百八十四坪馬匹は雜種内國種を合せ二百七十六頭雜種牛五十六頭其他宅地海産干場等若干を有し今や基礎鞏固となり株主に對して毎歲約七分の利益配當をなし得るに至れり以上述ふる所の赤心社の發達は即ち社員と小作人の堅忍自彊百難を排して克く其業に力めたる

結果なりと雖も抑も亦亡澤茂吉か副社長として永く此地に留まり銳意熱心社務を擔任し經營機宜を制したるに由らすんはあらず赤心社か形成したる荻伏村は協同緝睦克く公共の事に竭し整理經營見るべきもの少からざるの故を以て四十三年二月内務大臣より金五百圓を賞賜せられ茂吉も亦同年五月賞勳局より其遺族に對して銀杯一個を賜はり其功勞を追賞せらる

淡路團體

淡路團體は日高國靜内郡靜内村大字碧あしき藥村に在り淡路國三原郡廣田村の民三十三戸の團體にして嚴重なる契約の下に渡邊伊平之か指導者となり團體外の二十戸と共に明治十八年五月二十八日を以て現地に移着せり此地は甚だ肥沃なれとも桂、檜、赤楊等の巨木鬱蒼として天を掩ひ開拓の勞苦非常なりしか彼等は毫も屈する色なく孜々之に従事し初年に三十二町歩を墾成して麥、蕎麥、馬鈴薯等を作り次年も亦三十餘町歩を開墾して専ら食料を得るに努めたり然れとも兩年共に凶作にして收穫少なく且つ風土の變化は健康を害するものあり災殃頻りに臻りて團體外の移民は漸次離散せり唯團體移民は益々奮勵克く艱苦に耐へ年々耕地を擴張し四年目に於

て始て大豆少量を販賣するを得たり然るに五年目に至り早霜の爲め復た慘憺たる損害を蒙り一反歩の收穫大豆僅に一二斗に過ぎす其他は悉く皆無に屬せり而して當時携帶したる金品は既に消盡し飢餓目前に迫りて殆ど離散を免れざるの悲境に陥らんとするや官爲めに米穀貸與の詮議あり團體總代渡邊伊平固辭して曰く官廳保護の優渥なるは深く感謝する所なるも今若し其貸與を受くるあらんか移民の意氣頓挫し却て他日の不利となるのみならず償還期に至り滞納の虞なきにあらず假令草根木皮を噛むも敢て飢餓に斃るることなからんと斷然其貸與を辭し一同刻苦して窮乏を凌ぎしか六年目は頗る豊稔にして多少の餘裕を生し稍愁眉を開くを得たり爾來開墾の事業駁々として其歩を進め三十三戸の團體中一人の他に轉したるものなきのみならず子孫繁榮分家して一家を創立したる者等ありて現在戸數八十七、人口四百八十二に達し畑地四百七十四町三反餘、水田三十二町を開發し團體移民は何れも田畑十町歩以上を有し伊平の如きは八十七町餘歩に達す又毎戸馬匹を飼育し多きは十數頭、現在總數三百七十餘頭に及び共同牧場地三百三十餘町同貸付地約三百八十七町歩を有し頗る裕福なるに至れり而して其風教の如きは開村以來諸税公課に對し未だ曾て一人の滞納者なきを以て之を知るを得べく特に記すべきは

團結心の鞏固なるにあり一村擧て一家の如く渡邊伊平を推して首領と仰き伊平も亦團體の經營を以て己の任務となし耕耘の設營、道路治水の施設及生産販賣より村治、教育、衛生等のことは勿論日常衣食住の細事に至る迄殆ど皆伊平の立案に出てさるはなく一同躬行に勉め必ず成功せされは止まざるを常とす而して是等道心の涵養は主もに宗教の信仰に基因す團體は擧げて熱心なる日蓮宗の信徒にして伊平之か講師たり毎月七日は婦女子、十二日は男戸主、二十五日は青年男子に區分し各本堂なる三光堂に參集し祖師を拜し法話訓戒を聽くを例とす又毎年二月二十五日八月六日十月二十三日を宗道上の三大忌日として大祭式を舉行せり道義之に由て扶植せられ一家和合し部落緝睦し曾て賭博竊盜等の犯罪者なし勞して己の汗に食し勤儉自ら持し老を尊ひ幼を慈み吉凶あるに當りては互に相慶弔して其禮を厚ふするか如き靡然として風を爲す伊平は其功勞を以て明治二十五年藍綬褒賞を賜はり本村も亦四十四年十一月内務大臣より金圓を賞賜せられ本道屈指の模範部落たり

晩成合資會社

明治十四年伊豆國の人依田佐二平、依田勉三北海道に於ける開墾事業を企圖し同年

七月勉三は函館に航し沿岸地方の實況を巡察し次て根室に航し竟に釧路を経て十勝原野に入り地を河西郡帶廣村に相して歸郷し十五年一月晩成社を組織し佐二平は社長に勉三は副社長に推選せらる、同年五月先づ社員二名を派して土地の貸付を官に請ひ兼ねて開墾着手の準備をなさしむ十六年四月勉三移民十三戸男女三十餘名を率ゐて帶廣村に移住し食料農具其他一切の必需品を各戸に給與し開墾に着手す是れ實に十勝國に於ける組織ある開墾事業の嚆矢なりとす是歲八月飛蝗の害あり加ふるに交通極めて不便の爲め屢々食料等の缺乏を告げしかは移民は落膽の餘り鋤犁を手にせず之を制すれば反噬の勢を爲す勉三懇に慰撫督勵して僅に其業に就かしむ翌十七年多くの畑を墾し八月復た飛蝗の害を被りしに拘はらす尙ほ相應の收穫ありしを以て人氣稍恢復し始めて愁眉を開くを得たるか十八年は春より天候不順、夏季霖雨連旬、之か爲め作物腐敗し移民中生活の困難に耐へずして逃走する者あり勉三の苦心實に慘憺を極む是に於て一時移民の招募を中止し専ら現住民の保護愛撫に努め時々精神修養の講話を試み團欒して娛樂を俱にする等あらゆる手段を悉くして土着心の鞏固を圖れり斯くして十九年に至り目的事業の一部たる牧場の經營を爲さんと欲し自ら之か任に當り地を同國當縁郡當縁村字ナイカマナイ

今生花苗のに相し許可を得たる後直ちに造屋架橋築道の工を起し荒蕪を墾して牛馬及豚を豢養し更に種牛馬の貸與を官に仰き或は優良なる乳牛及農用種馬を購入して改良蕃殖に力む然るに二十一年より二十三年に亘りて山火頻りに牧場を襲ひ此山火は落ちたる鹿の角を拾ひ取るの便加之牧夫其技に熟せざるか爲め牡牛仔牛を計り拾集入の故意に放火せるものなり加之牧夫其技に熟せざるか爲め牡牛仔牛二十餘頭は寒氣に堪へずして一時に斃死し或は火災の爲め居宅畜舎倉庫を併せて烏有に歸せしめたる等實に悲惨を極めたり然れども百折撓まず直ちに復舊工事を起し著々經營を進め牧畜に開墾に氣力の限りを竭盡し不良の牛馬を賣拂ひ畜牛は「ホルスタイン種」「エアシャイヤ種」等孰れも血統純良のものを撰ひて蕃殖を謀り又二十九年河西郡途別及賣買に未開地を出願し爾後小作人數十餘戸を招徠して之を配置し開墾の業に就かしむ是より先き商法の規定に遵ひ社名を晩成合資會社と改め勉三業務擔當社員となる三十四年人を東京に派して牛酪の製法等を習得せしめ翌三十五年之か製造を創む其初め數年間は損失相續きしも漸次好果を見るに至れり四十二年途別に水田の開発を計畫して米作二町歩を試みて其地に適することを確認めたれば水田百五十町歩開發の目的を以て繼續事業として灌漑溝四千六百五十四間、排水溝一萬餘間、道路七百四十九間の開墾其他の設備をなし、嶽下五箇年の契約

を以て小作を募集せり現在會社所有の農耕見込地三百四十五町七反歩内熟圃百八十四町二反歩あり又生花苗牧場は地積千九百町歩耕地六十八町歩ありて牛二百六十頭馬百十五頭を飼養し年々賣却するもの亦少なからず生乳は主として牛酪を製造し東京方面に販出して聲價を博す一箇年の生産額七千餘斤に達す本社は創業以來茲に三十年其事業は往々失敗を免れざりしと雖も能く十勝原野開發の率先をなし千難萬艱に耐へて今日に至りしもの實に偉なりと謂はさるへからず明治二十五年十一月政府佐二平、勉三の二人に各綠綬褒賞を賜ひて其善行を表彰せらる

興復社

興復社は十勝國中川郡豐頃村の西南部ウシシユベツ原野に在りてウシシユベツ川の上流及び其支流に跨り北はノヤウシ原野の一部を包括し草原地其過半を占め河畔は沖積土堆積して地味最も膏腴なり藻岩市街を距る二里、大津港を隔つる七里、交通稍々便なり抑も此興復社の沿革は天保弘化の交相馬中村藩二宮尊徳翁の説を聞きて其領内に施行したりし分度法の系統を踏襲し來れる者にして即ち前社長富田高慶か既に衰運に傾きたる社業の興復を計り諸般の整理に勉め更に進て爲す所あり

らんとするに臨みて病歿したるを以て尊徳の孫尊親推されて其後を紹き前途を講究するに方り端なく北海道開拓の議起りたり二十九年尊親社員二名と與に渡道親しく實況を視察し移住開拓の前途甚た有望なるを確認し斷然決する所あり翌三十年社則を改正して拓殖事業の一項を加へ現在の箇所にて未開地四百三萬餘坪の貸付を受けウシシユベツ原野に假事務所を設け之を興復社の出張所と爲し移住者の募集に著手せり而して移住者の撰擇は最も慎重なる注意を拂へり其概要左のとし

- (一) 身體強壯にして三年以上農業に従事したるもの
- (二) 移住希望者(戸主非戸主を問はず)は年齢二十歳以上の男子にして家族を有し二名以上の労働者(滿十五歳以上)あるもの
- (三) 品行方正にして本人は勿論父子兄弟嘗て重輕罪の處刑を受けたるとなきもの
- (四) 責任ある身元引受人を有するもの
- (五) 春季に移住する者は一人に付十五圓以上、秋季に移住する者は翌春までの食料準備の必要あるを以て一人に付四十圓以上の携帶金を要す但し三歳未滿の小兒は此限にあらず

(六) 渡航旅費並携帶物運搬費を自辨し得るもの

以上の規程に據り三十年第一回移民を福島縣に募り尊親自ら之を統率せり爾後三十五年に至るまで年々募集を怠らす移住の郷關は福島縣に籍するもの最も多し而して本社の目的は一定の年限内に獨立自營の農民を仕立るにありて一般大農場と稱するものとは全然其趣きを異にせり即ち一定の年限を経過すれば移民各自の開墾せる土地全部を擧げて其者に讓與するものたり、移民は移住の日より六箇月間食料を給與せらるるの外居小屋營構に要する諸品並に農具其他開墾料として毎反平均三圓の給與を仰き之に對して本事業費の償却を目的とせる報徳金即ち開墾地一反歩毎に三年目より二箇年間は金五十錢つゝ以後十三年間は金七十錢つゝ都合十五年間納付するの義務を有し其義務を終りたる者には配當地全部の所有權を與ふ、其他窮民救濟善行、獎勵等の規程あり特に尊徳の命日即ち月の二十日を以て移民を一堂に會し經濟及農業上の講話を爲し又年末には各自をして力農篤行者五人を投票せしめ高點者五人に對して賞を行ひ別に報徳會、青年會等風儀學術に關する機關の設けあり一同稻黍を常食とし概して質素にして人心平穩なり現在戸數百五十八、人口九百五十九、開墾反別約七百町歩、排水渠延長二萬六千餘間、道路延長六千九百餘

間、橋梁延長百七十五間にして排水の爲め土地改良の好果を奏したる面積四百町歩に達せり又有償貸付の放牧場千二百七十餘町歩あり農民所有の馬四三百二十六頭に達し馬耕能く行はる其重要農産物中平均一反歩の收穫高を擧ぐれば黍二石、白大豆一石二斗、黒大豆九斗、長鶉八斗、玉蜀黍一石三斗、馬鈴薯二十五俵なり四十一年本社の事業略ぼ完成を告げたるを以て社長尊親は社業を社員吉田義重等に一任せり、移住以來一同克く忍耐勉開墾に従事し又力を共同の事業に致し遂に好村落を形成したるの故を以て明治四十三年二月内務省より金三百圓を下賜せらる

愛知縣團體

愛知縣團體の本道に移住するもの數個あり其内成績の尤も優良なるを十勝國河西町芽室村に入りたるものとす此團體は尾張國愛知郡及東春日井郡の内八箇村の移住民より成る往年同地方より渡島國茅部郡野田追村に移住せる者偶々歸郷して北海道の將來有望なるを説き移住を勧めしかは森下健次郎、富田鑛太郎等相謀り三十四戸の團體を組織し二十九年二月健次郎、鑛太郎來道し芽室太原野に於て區畫地五十一萬坪の貸付を受けたり此年四月十六戸の移住者同國廣尾港に着し大津、帶廣を

經て豫定地に至り附近住民の小屋を借受け共同生活を營みて土地の分配及各自の小屋掛等をなし五月を以て開墾に着手せり三十年更に加盟希望者あるを以て二十四戸を増加して總計五十八戸となす同年移住するもの三十七戸、然るに當原野には其増員に對して貸下を受くへき餘地なきを以て内十戸は一里餘を隔つるケネ原野に入りて各自に貸下を受け又三戸は故ありて歸國せり而して二十九年の移住者は樹林五分、草原五分の割合を以て毎戸五町歩を抽籤によりて配當し先づ草原より開墾せしかは其業容易にして平均一戸一町歩以上を新墾し、稻、黍、玉蜀黍、馬鈴薯等を播種し大抵翌年秋收までの食料を收穫し三十年には既に耕馬、洋犁、耙耨等を買求めて使用するに至りしも三十年の移住者は其配當地の樹林にして開墾に困難なるを嫌ひ別に高臺地の草原を出願して毎戸平均二町歩許を開墾せしに其地味不良の爲豫期の收穫を得ると能はず因て其地を返還して曩の豫定地とケネ原野とに移轉せり三十一年木道未曾有の洪水は此移住地にも浸入し非常の損害を蒙り生計俄然困難を來せり然れども團體總代人等相謀り餘裕あるものより金穀を分與せしめ益々奮勵開墾に従事したれば事業大に進み明治三十五年迄に全地成功して悉く付與を受けたり且つ團體民は自己の土地に満足せず近隣の土地を賃借し或は高臺地の貸付

を得て開墾耕作に努力し現今團體地に居住せるもの四十六戸、所有耕地約三百二十三町歩、貸付地九百六十五町歩に達し主として大豆、小豆、稻、黍、玉蜀黍等を栽培せり又牧畜に力を盡し有志共同して三十八年牧場地三百二十餘町歩の貸付を受け昨年までに豫定の成功を了せり團體員所有馬四百六十九頭ありて能く之を愛養せり團體員は初めより皆勤儉を守り且つ進取の氣象に富みて事業の發展に努め又能く共同一致の美風を有し夙に青年會を組織し公會堂を建築し毎年一月十一日一同公會堂に集會し團體長は團體規約書を朗讀し互に規約を堅守するを誓ひ又其席に於て青年會と協議して年内に於ける公共事業並に従業の順序を定む青年會の重なる事業は夜學會にして毎年十一月三日(天長節)に開き翌年四月三日(午後六時迄)學校長の出席を求め普通學を修め其他道路修繕、共同耕作、規約貯金等の法を設け或は雪中通學兒童の爲め道踏みをなし或は夏期立毛品評會を開く等改善進歩の道を講しつゝあり又團體にありては毎年五月十四日を以て紀念祝賀をなす是れ當團體に於て始めて馬耕なしたる日にして恰も同地方春期耕作に着手すへき季節に當れり因て之を着手祝と稱す要するに當團體は其初め水害其他種々の困難に遭遇せしと雖も克く共同一致奮勵事に従ひたるを以て其成績佳良にして現今河西支廳管内に於ける模

範部落と目せらるゝに至れり

五位團體

五位團體は富山縣人より成り十勝國中川郡幕別村^{マカナイ}内原野に在り上マカナイ下マカナイの兩原野區畫地に跨りマカナイ川其中央を貫流し地形狹長にして地味肥瘠相交る當地より帶廣町迄六里なり郷里は富山縣西礪波郡東五位、西五位、山王、國吉、福田及五位山の六箇村にして連續せる部落たり人口は地積に比して甚だ多く團體員中三四名を除くの外は皆小作者にして少許の宅地若くは二百坪乃至八百坪の田地を所有したるに過ぎず故に各自克く家業に勤勉するも將來生計上に餘裕を得るの望みなかりき斯くの如き狀況なるを以て從來此地方より本道に移住するもの多々ありて其好況を報し屢々移住を勸誘せしを以て吉田平一郎主唱して團體を組織し規約を定め三十一年二月土地撰定の爲め本道に渡航し處々探檢の末現住地を相し出願して豫定存置の認可を得たり是に於て第一回移住者二十六戸は直ちに出發同年四月大津港に上陸し猿別に至り家屋を借受けて一時同居し其春季は同地の既墾地を借りて食用作物を耕作し然る後各自居小屋を豫定地に建設して移住せんとし

たるも未だ徑路あらず三里餘の間荆棘滿蔓し行步極めて困難なるを以て河川を浚
 渌し土人を雇ひ丸木船を通し以て一時の用に供せり斯くて同年秋季まで一戸は
 歸國し一戸は他に轉住せしも他の二十四戸は豫定地に移り一戸に付四反歩乃至一
 町歩を開墾し早きものは黍馬鈴薯及蔬菜を下種し晚きものは蕎麥、藁藁を作りたり
 又猿別の作物は生育良好なりしを以て冬季食料に困難することなく専ら伐木に従
 事するを得たり翌三十二年十三戸、三十三年十一戸の移住者ありしか此等は先移住
 者に於て豫め小屋掛をなし其他種々の便宜を與へしを以て前移住者の如く困難を
 感することなかりき此團體員は多くの資財を携帶するものなく過半は辛うして旅
 費を支辨し得たるに止まりしも能く刻苦勉勵開墾に従事し三十六、七の兩年に全部
 墾成して付與を受け尙ほ西ヌカナイ及團體地附近に於て各戸五町歩乃至十五町歩
 の貸付又は讓與を受け既に開墾を終りたるもの多し現在戸數三十一、人口百九十七
 にして所有耕地三百五町歩、一戸の作付反別多きは十五町歩、普通七八町歩、少なきも
 尙ほ四町歩を下らす團體共同牧場は貸付地賣拂地合せ四百三十二町歩、其他附近農
 民と謀り共同成功したる牧場八百餘町歩あり馬匹の總數百三十七頭、能く之が改良
 蕃殖を圖れり農耕には皆「ブラオ」「ハロー」を使用し各作物一反歩の收穫高は大豆、一石、

黍一石二斗、大麥一石、玉蜀黍二石、馬鈴薯二十五俵、燕麥二石内外を普通とす冬期は開
 墾地内の樹木を伐採し猿別地方に搬出賣却すること毎歲以て常となす風俗淳朴に
 して能く其業に勉め當初の茅屋は皆之を改造して柁屋となし板庫、厩舎等を設備せ
 り教育所は三十五年設置し後尋常小學校となす尋て寺院を創立し四十一年許可を
 得て淨永寺と號す團體以外の人民にして團體の感化を受け善良の風儀を維持する
 もの亦た少なからず團體長吉田平一郎誠實にして徳望あり團體の爲め功勞最も
 多し

大殿子團體

大殿子團體は天鹽國留萌郡鬼鹿村大字天登雁村字トドコにあり石川縣人の團結に
 係る其地鬼鹿市街地を距る二里半、留萌港を去る四里半、北は小平志原野に隣し南は
 山脈を以て自然の境界をなしトドコ川の西岸に位置を占め西方海に面して開き地
 形狹長稍々高低を有するも地味概して肥沃なり天然の樹木は諸種の潤葉樹にして
 下草は笹なり本團體の郷里石川縣石川郡吉野谷村は戸數約二百、白山川の西岸に位
 し畑作を主とし從來煙草産地として名あり風俗質素にして能く勞働に耐へ熱心従

事すと雖も地積限あり普通一戸耕鋤する所一町歩内外に過ぎされは農産物の収入のみにては生計困難なるを以て男は運搬業、女は養蠶製絲を副業とし以て家計を補へり斯くの如き状況なるを以て夙に北海道に移住せる者あり而して此等より漸次本道の事情を聞知し移住を企つるもの續出せり當時桑原權兵衛等十數戸も亦郷里を出て石狩國高島農場及本願寺農場に於て開墾耕作に従事し其結果良好なりしを以て權兵衛及吉本駒太郎等主唱者となり他に土地を選定し同郷者を以て一團を組織し自營農業を經營せんことを企圖し權兵衛は歸郷して同志を募り駒太郎は土地撰定の爲め各地を巡廻し天鹽國に至り現住地を撰定し出願して貸下許可を受けたるを以て三十七年七月なり權兵衛郷里に於て加盟者を募りしに三十餘戸を得たり時に明治三十一年四月第一回の移住者二十戸と共に來着し共同して先づ三棟の小屋を設け直に伐木開墾に着手して毎戸八反歩乃至一町歩を開き馬鈴薯、大小豆、麥類を播種し了りて各自の居小屋を掛け草木を刈拂ひて假道路を設け稍堵に安んずるを得たるに同年秋水害に罹り河岸低地に在りては浸水屋上に及び作物流失して多大の損害を受けたるもの數戸あるも互に救護して一意事業の進捗を計れり翌年數戸の新移住者あり三十三年二戸乃至三戸の共同を以て耕馬農具を購入し馬耕を以

て盛に開墾したるに其結果著しき進歩をなしたるを以て同年秋收の餘剰を投して各自馬匹を購入し又學校を建設し同年請願して道路を開墾し爾後交通便利となるに従ひ丘陵地をも出願して開墾を計畫し從來の農具を洋式に改良し馬車の使用をなすに至れり又年々移住者あり現在戸數五十五にして畑地二百餘町歩、牧場五百九十餘町歩、馬匹約七十頭を有し販賣作物は蠶繭、小豆、小豆、大豆等にして全耕地積の七分を占め其他は各種の豆類、裸麥、稻黍、玉蜀黍、馬鈴薯、蔬菜等とす一反歩に於ける收穫は小豆、小麥、蠶繭は平均一石五六斗、他の穀菽は一石五斗乃至二石の割合なり年々全團體より輸出する豆菽類及蠶繭は二千石乃至三千石にして各團相應の餘剰あり家屋農具等完備し養蠶を以て副業とし農閑に製絲をなす者あり團體員は能く其規約を遵守し違背する者なく一般に親睦を旨とし災厄に罹るものは一同にて救護し平素互に勤儉を守り農作物は全部取纏めて一手に之を販賣せり天鹽國に於ける幾多の團體中傑出せるものとす團體總代桑原權兵衛篤實にして能く公共の爲め盡力す

訂改 北海道拓殖の進歩 終

明治四十年九月三日印 刷
明治四十年九月六日發 行
明治四十五年七月廿八日訂正五版印刷
大正元年八月十日訂正五版發行

北海道廳拓殖部

石狩國札幌區北四條西四丁目一番地
發行所 北海道協會支部

代表者 足立民治

印刷者 島連太郎
東京市神田區美土代町二丁目一番地

印刷所 三秀舎活版所
東京市神田區美土代町二丁目一番地

46
2871

76
2874

終